

3 その他

4 閉会

資料

資料 1 - 1 「佐久間東西幹線他増強工事計画」方法書に係る意見整理表

資料 1 - 2 同上（非公開部分）

資料 2 「佐久間東西幹線他増強工事計画」方法書に係る知事意見骨子

資料 3 「（仮称）韮崎都市計画道路 1・4・1号双葉・韮崎・清里幹線
（仮称）佐久都市計画道路 1・4・1号南牧佐久線」に係る方法書
手続について

山梨県環境影響評価等技術審議会委員名簿

参考資料（東清水線（仮称）新設工事事業方法書に係る知事意見）

事業者説明資料

1 開会

(事務局 大谷課長補佐)

定刻となりましたので、始めたいと思います。

皆様にはご多忙中のところ、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

私は本日の進行を務めます、大気水質保全課環境影響評価担当の大谷でございます。よろしくお願いいたします。

ただ今より、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催いたします。

はじめに、渡辺大気水質保全課長から、ごあいさつを申し上げます。

(事務局 渡辺大気水質保全課長)

本日はお忙しいところ、山梨県環境影響評価等技術審議会に御出席いただきありがとうございます。

さて、環境影響評価手続きは、環境に大きな影響を及ぼす事業の実施に先立ち、事業が環境へ及ぼす影響を事前に調査・評価し、その結果を事業に反映させるためのもので、本県の素晴らしい自然環境、良好な生活環境の保全を図る上で、なくてはならない重要な手続であります。

本日は、送電線建設事業である「佐久間東西幹線他増強工事計画」と、高速自動車道整備事業である、いわゆる「中部横断自動車道（長坂～八千穂）」の方法書手続の2つの議題を予定しております。

委員の皆様におかれましては、限られた時間ではございますが、幅広い観点から御審議いただきますようお願いいたします。

(事務局 大谷課長補佐)

ここで渡辺課長におきましては、午前中に公務が入っておりますので、一度退席させていただきます、午後の審議には戻って参ります。

続きまして、審議会の開催要件の可否についてご報告いたします。

本日の出席状況については、15名の委員のうち、現在9名、田中委員が遅れており、最終的には10名の出席となります。いずれにいたしましても、2分の1以上の出席が得られていますので、条例第47条第11項の規定に基づき、本審議会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、配付資料の確認を行います。次第、委員名簿、資料1-1、資料1-2、資料2、資料3、事業者資料の補足説明資料（公開版・非公開版）、参考資料として、近傍同種事業の東清水線の知事意見となります。資料の不足がある場合には、事務局まで申し出てください。配布資料の方、よろしいでしょうか。

それでは傍聴人の皆様にご覧いただけます。傍聴人は受付時に配布した傍聴券の裏に記載のある傍聴の心得をご覧ください。技術審議会を速やかに進行するため、傍聴人の皆様には、次の点についてご協力をお願いいたします。審議中はお静かにお願いいたします。拍手、声援、野次等を行わないでください。その他

審議会の進行を妨げるような行為を行わないでください。ご協力いただけない場合は、退出していただく場合がございますのでご承知おきください。

続きまして、委員の皆様及び事業者の皆様をお願いがございます。本審議会につきましては、開催後に議事録を作成し、県のホームページに公表している関係で、議事をすべて録音しています。このため、発言の際には、必ずマイクを使用して大きな声で発言をお願いいたします。また、お手数ですが、発言の都度、名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

それではこれより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。

議長につきましては、条例第47条第10項に基づき、会長が議長になると定められておりますので、坂本会長に議事進行をお願いしたいと思います。

会長よろしくをお願いいたします。

(坂本会長)

皆さん、おはようございます。

今日は午前と午後とありますので、よろしくご協力ください。

案件の審査に入る前に、本審議会の運営方法についてご確認をお願いします。

本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会においてご議論いただきましたとおり、制度の趣旨である公平性・透明性を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や個人情報に関わるものを除いて、すべて公開することとしています。2番目に、議事録については、発言者名を含む議事録を公開するということで、ご確認ご協力をお願いします。

それから希少動植物保護の観点から、一部の審議について、非公開で行いますのでよろしくをお願いします。また、非公開審議の際には、報道関係者及び傍聴人の方には本会場から退室願いますので、ご協力をお願いします。

それでは、本日の議題に入りますが、次第にありますように、本日の議題は2つあります。

1件目の佐久間東西幹線他増強工事について、この会議では2回目になり、1回目等でのご質問を受け、事業者から追加回答をいただいています。追加回答の説明の後、引き続き意見交換を行います。この中には希少動物に関わる部分がありますので、その部分については非公開で行います。

前回と今回の意見、それからその後の意見等をまとめ、知事意見を出します。この審議会では事業者説明、意見交換の後に事務局で取りまとめた知事意見骨子について、事務局から説明の後、意見交換を行います。

この佐久間東西幹線の審議につきましては、午前12時までを予定しており、その後、昼食の時間とし、午後は午後1時から、2件目の議題を始めます。

2件目の議題は、(仮称) 葦崎都市計画道路1・4・1号双葉・葦崎・清里幹線、(仮称) 佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線環境影響評価方法書の内容について事業者から説明の後、質問・意見交換を行います。

この午後の案件については、以前現地視察をしています。審議会としては、今日が1回目となります。

午後の案件の終了予定は午後3時を予定しています。場合によっては前後することがありますが、ご了解ください。

2 議事

議題1 「佐久間東西幹線他増強工事計画」に係る環境影響評価方法書について

(坂本会長)

それでは議題1に入りたいと思います。まず、事業者から委員の皆さんからのご質問等に対する追加の回答がありますので、事業者から説明いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(事業者1 電源開発株式会社 高柳氏)

電源開発の高柳と申します。

前回の回答に加えまして、資料1-1に基づいて、主要な項目について事業者の回答を説明させていただきます。

まず、意見2は、ルート選定の経緯についてのご意見です。既設設備の改変済み範囲の活用、鉄塔撤去のための一時使用地を共用することにより新たな改変範囲を削減できるものと考えられるため、既設送電線沿いのルートを選定することといたしました。

続きまして、意見5～7は、改変範囲についてのご意見です。鉄塔周辺工事用地及び保安伐採範囲はルート上となるため対象事業実施区域に含まれると考えています。索道、モノレール、道路等の仮設備については大部分が対象事業実施区域に含まれると想定しておりますが、一部については対象事業実施区域の外、幅1kmの調査範囲の中になる可能性があります。改変範囲については、事前に事務局へ情報提供するとともに準備書に記載します。

続きまして、意見8、9は、撤去工事についてのご意見です。撤去工事は設置工事と逆の手順で、電線の撤去、鉄塔の解体、基礎上部の撤去の順で工事を行います。鉄塔基礎は完全に撤去を行うと、地盤が不安定になる可能性があるため、基礎上部の撤去を想定しております。撤去工事は、新たに設置した送電線の使用開始の後に実施することを基本と考えていますが、詳細な計画については設置工事の計画が固まった後に計画する予定です。

続きまして、意見11～13は、調査ルートについてのご意見です。調査ルートは文献調査や現地踏査等を踏まえて、様々な環境や植生を網羅できるように設定しました。調査にあたっては、それぞれの項目について専門の調査員が、調査の実施時期、調査人員の追加要否等を考慮しながら適切に実施します。

続きまして、意見15、16は、調査スケジュールについてのご意見です。事

業者として想定している概略工程について補足資料を用意いたしました。

補足説明資料ですが、方法書、準備書、評価書段階のそれぞれにおいて、黄色の部分、こちらがこれまでのアセス等の実績を参考に事業者の資料作成の期間として想定しています。次に緑色の部分ですが、こちらは事業者から山梨県へ資料を送付してから知事意見をいただくまでの期間を想定しています。こちらは山梨県環境影響評価条例および施行規則より想定しています。この緑色の部分では知事意見をいただくまでに、技術審議会にご審議いただくという手続きになっているものと理解しています。

全体の流れですが、現在は2019年10月で方法書手続の手続き中になります。今後の手続きとしましては、事業者が調査を行い、その調査結果を整理・解析し、準備書としてとりまとめいたします。その準備書についてご審議いただき、知事意見をいただき、評価書手続で資料作成技術審議会のご審議、知事意見をいただくという流れになります。

手続きが完了した後に、関係許認可の手続きがあるため、手続きを行った後に2023年春より工事を開始したいと考えております。

調査を行ってから工事着手するまで期間があいていることから、工事着手の際には、直前の周辺の確認や、作業員へはパンフレットや手帳等により教育等を行うことで配慮していきたいと考えています。補足資料については以上になります。

資料1-1に戻りまして、意見17です。調査時期についてのご意見です。ご意見にありました暖地性植物が生育する地域であること、また花が咲いた後は確認が難しくなる種があることなどを踏まえ、早春期に植物相調査を追加実施します。また、同様に両生類直接観察調査、昆虫類の一般採集調査についても、早春期に行うことが望ましいと判断し、早春期の調査を追加実施します。

続きまして、意見の20です。植生調査と植物相調査の実施回数についてのご意見です。事業者の方で記載しました植生調査は、植生図の確認・修正を目的としているため、繁茂期の夏季、および植物の色調に変化の出やすい秋季に行う計画としています。植物相調査において重要種等が発見された場合には、周辺の植生環境、生育環境の調査は植物相調査の中で実施し、予測、評価、保全対策の検討を行っていきたいと考えています。

続きまして、意見23、25です。改変範囲における動植物調査内容についてのご意見です。移動範囲の狭い動物種へ影響が及ぶ可能性があることから、鉄塔周辺工事用地や工事用道路、索道・モノレール基地等で、両生類直接観察調査、昆虫類一般採集調査を実施します。

続きまして、意見39、40です。土砂等の流出による河川への影響についてのご意見です。掘削に伴う発生土は大型の土嚢袋に入れ、鉄塔敷地等に仮置きし、適宜搬出する計画としています。その他、必要に応じて養生、緑化等の土砂流出対策を実施することを考えておりますので、これらによって土砂等を流出させない工事計画としていると考えております。

続きまして、意見41、42です。景観の観点からのご意見です。今回の計画では既設送電線に沿ったルートを選定することにより、新たな改変範囲を削減することができると考えています。このため、景観の観点から回避を選定するのは難しいと考えております。これについては、必要に応じて鉄塔の明度について検討することとしたいと考えています。

意見44は、中部横断自動車道からの既設送電線の眺望についてのご意見です。既設送電線がどのように見えるかについて補足説明資料を用意しました。

まず、道路からの眺望の前に、現状の既設送電線について説明いたします。

電力の送電は、三相交流で行われるため、電力線が3本で1回線となります。一般的に電圧の高い送電線は信頼度、安定度の観点から2回線送電線が採用されています。

このため、送電線は左右にそれぞれ1回線を有する2回線鉄塔が一般的な形となります。こちらがスライドの左にある二回線鉄塔と記載したものになります。現状の既設送電線は1回線、3本ずつで2ルートになっている部分があります。こちらが写真で示している1回線鉄塔というもので手前の1回線と奥の1回線で2ルートに分かれるという部分があります。

なお、今回の工事において2回線1ルートの送電線を新たに設置し、新しい送電線を使用開始した後に既設の送電線は撤去する計画としているため、最終的に送電線は2回線の1ルートのみとなる計画です。

次に、中部横断自動車道と送電線が交差している部分の平面図を示します。

中部横断自動車道と交差している部分については、先ほど説明しました2ルート区間に該当しておりますので、送電線は2ルートあります。

中部横断自動車道のトンネル部分についてはトンネル部と記載し、外が見える部分についてはグーグルマップから測ったおおよその距離を提示しています。北から順に約490m、590m、380mとなっています。今回、グーグルマップを使用して眺望を作成した地点について、○付数字で地点を示しています。赤い矢印は眺望の方向を示す、という形で整理しています。

次は、一番北の①から東側、南側を眺望したものになります。上の写真が地点①から東方向を眺めたもの、下の写真が地点①から南方向を眺めたものになります。赤色の矢印は、既設の鉄塔の位置になります。見辛いものもありますが一部は山の陰から見える部分があるかと思えます。青い矢印はその間の送電線になります。地点①から東側を見た場合は、送電線と奥の方に鉄塔が2基見えるという状況になります。地点①から南側を見た場合は、トンネルの奥の方に鉄塔が1基とそこからの送電線が見えている状況になります。

続きまして、地点②と③の眺望になります。地点②は、トンネル手前から北方向を見ているものになりますが、トンネルの上の方に鉄塔が2基、赤い矢印があります。そこから、ほぼ画面中央に青い矢印で示す送電線があるという状況になります。地点③は地点②より南側から見ることで、送電線を広角に見ることができるところの写真になります。鉄塔は4基確認できる状況になります。

続きまして、地点④と⑤の眺望になります。地点④は地点②、③の外が見える部分の一番南側の部分になります。ここからは、距離があるため鉄塔が小さく見える状態にあります。標識の横と道路の右側の部分に2基、合計3基の鉄塔が見える状況になります。

地点②から④は距離にして約600mあり、自動車道を時速70km程度で走行すると凡そ30秒で通過していくこととなりますので、②、③、④の部分は全体で30秒程度確認される状況です。

最後に地点⑤ですが、一番南側から北側を眺望したものになります。こちらについては谷間の部分から3カ所、鉄塔付近というのが正しいと思いますが、伐採を行った部分を確認できるという状況です。鉄塔については、送電線までの距離がかなりあることもあって、明確に鉄塔を視認することが難しいという状況にあると考えています。中部横断自動車道路からの眺望については以上になります。

資料1-1に戻りまして、続きまして、意見45～48は、発生土についてのご意見です。自社で残土置場や処分場は設置しない計画としております。発生土は大型土嚢袋に入れ、工事用地等に仮置きし、適宜搬出する計画です。山梨県での発生土の量は2,600～5,200m³となるため、「山梨県土砂運搬適正化指導要綱」に基づいて、土砂運搬計画を立案後、すみやかに峡南地域県民センター所長と協議させていただきたいと考えています。

意見51は、資材運搬時のヘリコプター騒音を予測対象とした理由についてのご意見です。車両による資材運搬や建設機械の稼働による騒音については、これまでの工事实績から平準化等の一般的な環境保全対策で対応できるものと考えております。一方、ヘリコプターによる資材運搬では、使用する機種によって異なりますが、資材の積降し時にホバリングする状況になり、この状態では90dBを超えるような騒音が発生する可能性があることから予測対象としております。

続きまして、意見53です。調査において重要な種が確認された場合の情報提供についてのご意見です。調査において注目すべき動植物が確認された場合は、事務局へ情報提供いたします。

続きまして、意見65は、保安伐採の実施頻度についてのご意見です。「電気設備の技術基準の解説」において、275kV送電線と樹木の離隔は4.64mと規定されております。この離隔を維持できるように伐採を行ってまいります。樹種や送電線の高さが場所によって異なるため、伐採頻度も場所によって異なりますが、既設送電線では10年程度で伐採を行っております。今回、鉄塔建替により鉄塔が高くなることから、伐採頻度はおおよそ25年程度になるものと想定しております。

以上、事業者側の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(坂本会長)

どうもありがとうございました。

資料1-1で、それから補足説明資料で、希少動物等を除く部分についてご説

明をいただきました。

これについて質問、意見がありましたらお願いいたします。

(石井委員)

ご説明ありがとうございます。わかりやすい資料を作っていただきありがとうございます。

どうしても気になるのが景観にも関係があるのですが、最初の事業計画の2番のところでご説明いただいたみたいに、既設ルートに沿って建設するのが工事的にも都合がいいというお話だし、短期間で考えれば影響が少ないということですが、やはり事業者の都合という風にどうしても聞こえてしまいます。

おそらく最初に建設した頃から今までの間に、社会の価値観も変化しているし、技術も変化しているし、そういったことを考えて、新たに建設するものがどれぐらいの期間残るのかということまで考えると、これで都合がいいからと言われると、もっといい解があった時にはそちらを選択した方がいいのではないかと、やはり言いたくなります。

なにかをやった上で、チェックした上でやはり既設ルートに建設するのがいいのだとやはり言っていたきたいので、他にルートとして選択肢がないのか、考えていただきたい。

例えば、景観的なのもやはり車を運転する立場からすると、見ると気になるというのは当然出てくるので、これでできませんと言われるのはどうか、と思います。

あくまでコメントです。

(坂本会長)

コメントということです。

既設送電線を建設したときに検討があれば説明いただければと思います。

(事業者1 電源開発株式会社 高柳氏)

他にどのような表現の仕方があるかも併せて検討させていただきます。

(坂本会長)

他にご意見いかかでしょうか。

皆様のご意見を含めて資料1-1に記入しまして、それについて回答いただいております。

(田中委員)

複数案の検討の内容の準備書への掲載は検討していただけるということで、よろしく申し上げます。条例アセスと国アセスでは、配慮書の導入によって変わってきているので、複数案のどの案を選択してきたかということが示されること自

体が、本来のアセスメントの一番、中心的部分なので、そこはしっかりやっていただくということでもよろしくお願いいたします。

(坂本会長)

これもコメントということですが、

制度が変わっているのでも、それに合わせる必要はないですが、それも考慮したような文書を作っていた方が皆さんは納得するだろうということだと思えます。

(岩田委員)

39番と40番の以前のコメントに対する回答です。

知事意見の方にも反映されることになるかと思いますが、発生土等の流出対策を実施するというので、大変そのようにしていただければよいかと思いますが、実際にはそのような対策を取ったとしても、どのような環境影響が波及するかはわからないので、意見としては、モニタリングを実施していただきたいという意見です。そのようなことに対する直接的な回答にはなっていないように思っています。

ですので、そのあたりについては知事意見のところでも、また検討させていただきたいと思えます。以上です。

(坂本会長)

ありがとうございました。

この審議会でJRのリニアトンネル工事そのものはアセスの対象としていましたが、アセスの段階で具体的に決まっていなかった場所で、その後、例えば土砂置き場など計画が定まったところで、それがどういった場所で、どのような調査をしているという報告がある。

今回については、まだどこにどのくらいということにはわからないところがあると思えますが、そういう場所を設置することもあると思えますので、状況に合わせて置き場とかを考えて、さらに置き場に合わせて、モニタリング調査等を考えてもらうことが必要でないかと思っております。

これもコメントです。他にいかがでしょうか。

(工藤委員)

調査ルートがすべて同じということについて質問しましたが、この回答ではよくわかりません。なぜ全ての動植物の調査ルートを同じに設定したのかについて、回答の要点としては、様々な環境を網羅できるようにということだと思えますが、生物多様性の中で、動植物にはそれぞれの特性がありますので、どういふところを押さえなければいけないのかというのはそれぞれ異なり、見るべきところが違っていると思えます。

そのため方法書の中で、見るべきところはどこなのかというところを示すべきではないのでしょうか。網羅ということも大事だと思いますが、その方法のポイントが全くわからない。なので、ここは網羅という言葉で終わらせるのではなく、きちんとこれはこういう理由でこうなっています、という説明が欲しかったです。

(坂本会長)

事業者の方、補足説明なりご意見なりありますか。ご意見の意味はわかりますか。

動物調査、植物調査が全部同じようなところでやっていて、それで全部網羅しているということはわかるのですが、広い範囲をとっていることはいいのですが、その中でもここでは何をするかということが、もう少しはっきりした方がいいのではないのでしょうか。

事務局これは知事意見の中に入りますか。

(事務局 渡邊副主査)

入ります。

(坂本会長)

今ご回答いただけないようでしたら、今の段階では予備調査的なところもあると思いますので、準備書ではしっかり記載してください。

この範囲で全体を見たのだが、ここはこういう動植物が特に詳しく見てどうだったとか、この辺は両生類がいそうなところだったので、特に詳しく見てどうだったか、という書き方が望ましいです。

(事業者1 電源開発株式会社 高柳氏)

いろんな植生を網羅するには選んでいるのですが、それぞれの植生でどういうポイントで調査したのかというところについて、準備書等で記載したいと考えます。

(工藤委員)

実際に調査をなさるとなると、具体的なことになりますので、実施計画は、その辺を要約した形で書いていただければと思います。

網羅と言って、満遍なく全部見て回るということは、実際にはないと思いますので、実際どうするかという実施計画レベルのある程度そういった具体性を持ったことを示していただければいいと思います。実際これからやることですので。

(坂本会長)

審議会としては方法書なので、いつ、どこで、なにを、とはっきり書いてある

ことを期待しているところです。

このルートがはっきりしないということで、その部分が欠けていると思うのですが、この最初の手続きの中で、この方法書から準備書の間には1年以上空いていて、私どもが見られないその間に、不十分なことになるかもしれない。

準備書の段階で、不十分となると問題ですので、できれば実際の調査については、より具体的なものを事務局に連絡していただけると、こちらとしても意見が言える機会があるかもしれません。

これはお願いになります。

(事業者1 電源開発株式会社 高柳氏)

調査の前に改変場所についてもお示しすることを前回ご説明しております。

これから詳細な調査計画を立案していくこととなりますが、その中でポイントを整理した上で、改変範囲と併せて、事務局にご連絡したいと思います。

(坂本会長)

ありがとうございました。

こちらとしては、準備書までの間に情報提供していただき、その都度、意見を言わせていただくことについて了解いただいたと解釈させていただきました。

ありがとうございました。他にご意見ありますでしょうか。

(後藤委員)

意見の60番、61番ですが、地質・地すべり地形の記載が、説明のところではなかったですが、方法書にはあるということで方法書を見ました。

前回の時にはおそらく防災科研の地すべり地形も参考にしてくださいと、コメントしたかと思いますが、防災科研の地すべり地形が載ってないと思います。

地すべり地形はもう少し詳細のものが出ていますので、方法書の2-2-104の図では、地すべり地形の危険箇所はちょっとよく色が見えなくて、どこが危険箇所かわかりません。

防災科研の日本全国の地形図ではもう少し詳しいのですが、参照されましたか。今回の図の出典はどこでしょうか。

(事業者1 電源開発株式会社 高柳氏)

今の資料の出典は左下の方に記載してありますが、山梨県ホームページの土砂災害警戒区域等のマップや、国交省のホームページの国土数値情報から作成しています。

今、言われた意見を参考に、もう一度、その点は反映していきたいと思えます。

(後藤委員)

断層についてももう少し調べていただいた方がいいと思います。

(事業者1 電源開発株式会社 高柳氏)

いただいたご意見をしっかり対応していきたいと思います。

(坂本会長)

もちろん会社の方で鉄塔を建設する際に、場所が確定したら必ず調べと思いますが、それでも別の部署がやっているという話ではなく、それを反映するということでよろしく願いいたします。

他にご意見ご質問ありますでしょうか。

(田中委員)

先ほど工藤先生が言われたように、やはり全部の項目が同じ調査ルートになっているのはおかしいという話です。

11番にあるのですが、植生ごとにポイントを見定めて検討をつけて調査地選定をやられることは当然あると思います。

もう一つは、地形を十分に考慮することで調査地選定をすることが重要かと思います。例えば湧き水が出そうなところとかは地形図でだいたいわかります。その辺を地形図上で最初から見ておいて、それをターゲットにしてルートを決めることは、希少種などが出やすいところを抽出できます。

確かに、現在の方法書、準備書というこの日本の環境アセスメントの流れの仕組みが、そもそも私はおかしいと思っています。

本来の方法書は、事前アセスのようなものであり、アセスメントの調査のミニ調査のようなものをある程度やっていないと、方法書が作れないはずと思っています。

ただ方法だけをこのように事前に示して、それから準備書の調査に入るというのは日本独自の非常に変わった仕組みなので、そこは事前アセスみたいな形で捉えてもらって調査していただき、ある程度大まかに広く予備調査をやって、そこで、これは深刻だということに集中的に絞り込んで、さらに詳細な調査をしていく。そしてその結果を準備書段階にて公表していくのが、多分、本来的な環境アセスメントの仕組みだったのかなと思います。

ですから、現在の日本の仕組みはぎこちない仕組みなのではないところもありますが、元の話に戻って、動物、植物、生態系などの分野のご専門の方は、その地形とか水系などの情報を見れば、その地域の生態系の特徴がわかるはずですので、希少な生態系やハビタットに関して漏れや抜けがないようによろしく願いします。

(坂本会長)

これもコメント、意見ということです。

この案件に限らず、方法書と言いながら、どこで、いつ、なにをとというのがはっきりしないというのは、私も気になっていたもので、そのうち県の制度等で考えてもらえないかと思っています。

これについてはコメントです。そういう考え方もあるということですのでよろしくお願ひいたします。

他にご意見ありますでしょうか。

よろしければ次に希少動植物に関する部分に入りたいと思います。

会の冒頭でもお伝えしたとおり、この部分については非公開で行います。非公開ですので、委員と事業者、事務局以外の報道関係及び傍聴の皆様には一旦退室いただきます。405号室を待機場所として用意しておりますので、そこに移動して下さい。非公開部分が終了したら、お声かけいたします。

よろしくお願ひいたします。

【非公開審議】

(坂本会長)

それでは公開の形に戻して先に続けたいと思います。

知事意見骨子の検討に前に今までの全体を通して、さらにご意見ご質問ありますでしょうか。先ほど言い忘れたことでもよろしいですが、よろしいでしょうか。よろしければ先に進みます。

事業者の皆様にはご質問に答えていただきありがとうございました。これから委員内の審議として知事意見骨子の検討に入りたいと思います。これは委員内の審議のため、事業者の皆様はここで退出されても結構です。また、傍聴していただいても結構です。その場合は傍聴ということになりますので、こちらから特別にお願いしない限りは、ご発言をお控えください。

それでは事務局から、関係市町、庁内関係機関、住民の意見等とこれまでの審議会の意見等を取りまとめて作成した知事意見骨子について、ご説明をお願ひいたします。大分時間があるようですので、丁寧に説明していただいても結構です。

(事務局 渡邊副主査)

今回の知事意見骨子の取りまとめにあたっては、先ほどの資料1の方に出てきた意見、それから回答を踏まえて意見の方を整理しました。資料1の方に委員の意見、それから庁内の意見をまとめてあります。

併せて、影響地域が南部町になりますが、南部町長からの意見は今回ありませんでした。

今回まとめた意見ですが、本事業は先に知事意見を出しました東清水線の事業

とほぼ地域も同一、事業も同一ということで、そちらの方との比較がわかるように資料2の方にまとめてあります。参考に皆様のお手元には、東清水線の方法書の知事意見を、参考資料として配付していますので、必要に応じてご覧ください。

また、今回の事業について、先の事業との違いとしては、今のお話の中でもありましたが、既設の送電線があって、新しく建設した後に撤去するということが特に違うところとなっています。計画ルートの考え方、それも既設送電線に関わっている部分が先の事業との違いとなっております。

それでは知事意見骨子の方を資料2に沿って説明させていただきます。

まず、全般的事項の1のNo. 1、複数案の検討でございます。主な意見として、環境保全措置の妥当性を明らかにするため、複数案による比較検討を行う必要があるという意見で、近隣の同種事業、先ほど言いました東清水線と同様の意見のため、注意書きを入れています。

知事意見骨子として、環境保全措置の検討にあたっては、環境に与える影響について、回避、最小化、代償の順で複数案による比較検討を行い、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。

続いて2番目、計画ルート等の選定理由の主な意見として、既設送電線のところを使用するので影響が少ないと説明されているが、ルートの検討経緯について説明いただきたい。また、既設施設の工事・運用・管理での経験を、新設にあたってどのように反映させているのかを示す必要がある。

今回、既設送電線があり、それを撤去するというこの事案に特徴的な意見として入れてあります。

知事意見骨子として、計画ルートの選定について、周辺環境に与える影響を勘案したとあるが、その具体的な内容を準備書に記載すること。また、鉄塔の位置や高さ、改変範囲など事業計画の検討にあたっては、環境影響調査の結果に加え、既設送電線の工事・運用・管理で得られた知見を踏まえて行い、その検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。

続きまして3番、事業計画の適切な図示の主な意見として、適切な影響評価を行うためには、改変範囲等が適切に示される必要がある。

こちらも先の事業と同様の意見として、鉄塔位置、工所用道路などの一時施設、保安伐採（送電線との離隔距離を保つために行われる樹木の伐採）箇所、発生土仮置き場等を、適切な縮尺の図面により、準備書に示すこと。また、これらの計画が明らかになった段階で、あらかじめ県に情報提供すること。こちらも同様の意見となっているが、佐久間東西幹線の事業では発生土置き場、残土処分場については計画していないとのことですので、ここに発生土仮置き場という言葉を追加しております。

続きまして4番、環境影響評価項目の追加選定の主な意見として、事業計画の検討等により、新たに環境への影響が懸念される場合には、適切に評価手法を見直す必要がある。

これは先の事業に関わらず、過去の事案でも同様の意見を述べているところで、調査結果や事業計画の検討過程で、新たな環境影響が懸念される場合は、必要な環境影響評価項目を追加選定し、影響評価を行い、準備書に記載すること。

続きまして5番、既設送電線の撤去の影響評価の主な意見として、既設送電線の撤去工事による影響が懸念されることから、撤去方法が示される必要がある。

この事業独自の項目となりますが、既設送電線の撤去工事計画（撤去時期、撤去方法、発生する廃棄物等の処理方法等）を明らかにするとともに、工事に伴う影響を把握し、必要に応じて環境保全措置値を検討すること。また、その検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。

続きまして6番、専門家の助言の主な意見として、事業者が聴取した専門家の意見について、妥当性を確認するため、準備書への記載が必要。

こちらも過去の事案と同様の意見で、調査、予測、評価手法の選定及び環境保全措置の検討にあたり、専門家の助言等を受けた場合は、専門分野、助言の内容、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。

続きまして7番、審議会に提示した資料等の取り扱いの主な意見として、事業者が審議会で説明した内容について、準備書に反映させる必要がある。

こちらも過去の事案と同様の意見で、事業者が、山梨県環境影響評価等技術審議会において説明した内容や提出した資料等については、内容を整理して、準備書に記載すること。

以上、全般的事項が7項目となります。2ページ目に行きまして、動植物生態系に係る意見となります。

1番、地域特性を考慮した調査等の実施の主な意見として、計画地周辺は、希少種が存在する可能性が高い地域のため、希少種が存在することを想定し、丁寧な調査が必要。また、専門会の意見を聞きながら調査、保全措置の検討を行う必要がある。

こちらも先の事業と同様の意見で、本事業を実施する地域は、周辺を多くの自然に囲まれ、希少動植物が生息又は生育している可能性が高い地域であることから、動植物に対する調査や環境保全措置の検討にあたっては、こうした地域特定を考慮し、専門家に意見を聴取しながら、丁寧かつ慎重に行うこと。

続きまして2番、調査地点等の選定理由の主な意見として、調査対象（植物、哺乳類、両生類等）が異なるにもかかわらず、調査地点等が同じというのは違和感があり、選定理由が示される必要がある。

先ほどの議論にもありましたが、これを踏まえての意見として、調査地点及び調査ルートについて、様々な環境を含むよう選定したとあるが、その具体的な内容を準備書に記載すること。

続きまして3番、動植物リストの再整理の主な意見として、参照している文献が古いため、新しい文献を確認する必要がある。

こちらも先の事業と同様の意見で、方法書に記載された動植物リストは、出典元のデータが古いことから、最新のデータに基づき整理し直し、準備書に記載す

ること。

続きまして4番、動植物の生態を考慮した調査の実施の主な意見として、種によっては、時期を誤ると確認できないものがあり、対象種の生態を考慮した調査が必要。

こちらも先の事業と同様の意見で、動植物の調査にあたっては、調査対象の生態を十分に把握した上で、調査時期や回数などを再度検討すること。

続きまして5番、希少動植物に係る追加調査の実施の主な意見として、種によっては、時期を限定した調査では、見つからない可能性あり、また、工事段階で発見される恐れがある。

こちらも先の事業と同様の意見で、希少動植物には、局所的に分布する種、生息環境が極めて限られる種、生態が不明で生息状況の確認が困難な種等があることから、事業実施にあたっては、工事着手前までに必要に応じて改変箇所周辺の追加調査を実施するなど、十分に留意すること。

続きまして6番、改変の回避及び最小化の主な意見として、土地の改変（保安伐採を含む）範囲の決定にあたって、動植物等の調査結果を踏まえ、改変をしない又は可能な限り縮小する必要がある。

こちらも先の事業と同様の意見で、鉄塔の建設、保安伐採などの土地の改変は、希少動植物の生息又は生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、土地の改変にあたっては、調査結果を踏まえ、動植物の生態に配慮し、希少動植物が生息又は生育する可能性がある場所を回避する方法を検討すること。また土地の改変範囲は最小化すること。

続きまして猛禽類の分野で4項目となり、最初に1番、猛禽類の調査地点の選定経緯の主な意見として、調査範囲に比べ調査地点が少ない、また、調査地点を均等に分散すべきではないか。

意見を踏まえて、猛禽類の定点観察調査地点が既設送電線付近に集中しており、調査範囲を網羅しているか不明であることから、調査地点を再検討し、その選定の経緯及び理由を準備書に記載すること。また、調査の状況を踏まえ、必要に応じて定点観察調査地点を追加・変更すること。

続きまして2番、猛禽類に対する影響検討の主な意見として、クマタカの営巣の可能性が高いことから、営巣木を確認する必要がある。また、新設鉄塔は既設鉄塔よりも高くなるなど猛禽類への影響が大きくなる可能性がある。

先の事業と同様の意見となっているが一部追加しており、周辺に生息する猛禽類の営巣地、行動圏及び飛翔高度を把握し、行動圏における土地利用の変化、主に餌となっている動物種の生息環境の変化、送電線との位置関係を踏まえ、事業が猛禽類に与える影響を明らかにした上で、環境保全措置を検討すること。この検討は、既設送電線が猛禽類に与えている影響を把握した上で行うこと。また、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。

続きまして3番、近隣事業者との情報共有の主な意見として、周辺では、中部横断自動車道が工事中、東清水線新設工事が計画されている。各事業者との情報

共有する中で、猛禽類に対する環境保全措置を検討する必要がある。

こちら先の事業と同様の意見で、事業実施区域周辺では、中部横断自動車道建設事業や別の送電線路建設事業が工事中又は計画されていることから、猛禽類の調査データや環境保全措置の内容、効果について、近隣事業者と可能な限り情報共有し、効果的な環境保全措置を検討すること。

続きまして4番、ヘリコプターによる影響検討の主な意見として、工事中及び供用後にヘリコプターを使用することから、飛行時期や飛行ルートによっては、猛禽類への影響が懸念される。

こちら先の事業と同様の意見で、工事中及び供用後のヘリコプターの使用頻度や使用方法等を明らかにした上で、周辺に生息している猛禽類への影響を把握するとともに、環境保全措置を検討し、準備書に記載すること。

続きまして水生生物の分野で1項目、水生生物の影響検討の主な意見として、川沿いのルートのため土砂流出による濁りが発生し、水生生物への影響が懸念される。

これも先の事業と同様の意見で、土地の改変（保安伐採を含む）範囲に、土砂流出のおそれがある箇所が含まれる場合は、水生生物への影響が懸念されることから、水質、水生生物について調査を実施し、影響評価を行うこと。

続きまして景観の分野で2項目となり、最初に1番、景観に係る複数案の検討の主な意見として、今回の計画は増強だが、景観の観点から回避できるのか検討する必要がある。また、鉄塔の色彩について、検討する必要がある。

こちら先の事業と同様の意見で、環境保全措置の検討にあたっては、鉄塔の位置、高さ、色彩等について、複数案の比較検討を行い、その経緯及び結果を準備書に記載すること。また、フォトモンタージュの作成にあたっては、保安伐採を含む土地の改変状況を反映すること。

続きまして2番、日常景観への影響の把握の主な意見として、日常景観への影響を把握するためには、送電線の視認可能範囲を明らかにする必要がある。

これも先の事業と同様の意見で、日常景観への影響を把握するため、鉄塔及び送電線の可視領域（視認可能な範囲）を地図上に示すとともに、必要に応じて既設道路や集落などに視点場を追加して影響検討を行い、準備書に記載すること。

最後に発生土の分野で1項目、発生土の処理方法等の主な意見として、方法書に記載されている改変面積や発生土量は推定であるため、改変範囲が決定した段階で、再算出する必要がある。また、発生土置き場の位置を明らかにするとともに、置き場に係る影響評価を行う必要がある。

こちら先の事業と同様の意見で、方法書に記載している改変面積や発生土量等については、事業計画が決定した段階で最新の数値に置き換え、発生土の詳細な処理方法や運搬計画を取りまとめ、準備書に記載すること。また、発生土置き場を設置する場合には、事業計画（位置、規模、施設内容等）を準備書に記載し、影響評価を行うこと。

先ほどの説明でもございましたが、事業者の現在の計画では発生土置き場を計

画していませんが、今後事業を検討していく中で発生土置き場を設置することとなった場合、発生土置き場を設置した影響は大きくなりますので、その部分をまた以降に追加しております。

以上、骨子の方を事務局から説明いたしました。

(坂本会長)

ありがとうございました。

今日の委員会でご議論いただき、修正し、それから県庁内の会議にかけて最終的な知事意見になるということです。なるべく、明確にして誤解の無いようにしたいと思います。表現も含めてご検討ください。明確にするために、この言葉を入れた方がよいということもあるかと思えます。

それから事務的な連絡ですけど、今日は2件目の中部横断自動車道の事案については、13時から始まるということで公表しておりますので、午前中はこの案件だけですので十分時間をとることができると思います。

それでは、事務局からご説明いただきました資料2知事意見骨子、事業者から説明がありました資料1の事業者回答も踏まえて、この知事意見に入れるということになります。今日の回答の中で十分でないところ、もう少し加えてほしいということがありましたら、公式の文書としては、ここに書いておかなければ伝わりませんので、キーワード等を含めて、意見をお願いいたします。

(田中委員)

2ページ目の2動植物生態系の5番、希少動植物に係る追加調査の実施の部分についての意見です。こちらの意見は希少動植物がいそうな場所は、追加的に調査を実施していただくようお願いしています。それに対して、4行目に工事着手前までに「必要に応じて」追加調査を実施するとありますが、「必要に応じて」ということの意味がよく分かりません。

先ほど事業者の方から、植生から判断して調査地点を選ぶと説明がありましたので、地形や水分条件、あるいは湧水地に留意して調査エリアを決めていくというような、具体的な表現を入れた方がよいと思います。地形や水分条件を考慮して、というような言葉を追加していただければと思います。

その下の6番目の意見についてですが、事務局に確認しておきたいのですが、環境影響を回避し、最小化しても、なお残る影響についてそれが何ほどの程度の影響なのか、示す必要は無かったでしょうか。

(事務局 渡邊副主査)

あります。

(田中委員)

県条例によると、少なくともその必要性がありますよね。回避しても最小化し

でも残る影響を、きちんと、できれば定量的に示していただいて、それに対する何らかのケアもしていただくということを要求するような文章にさせていただければと思います。

(坂本会長)

5番の「必要に応じて」という部分を詳しく追記することと、6番の回避最小化だけではなく、残る影響についての話ということで、田中委員、代償という言葉を入れるということでしょうか。

(田中委員)

そうですね。一言でいうと代償しかないと思います。

(坂本会長)

事務局から質問等があればいついただけるでしょうか。

(事務局 渡邊副主査)

5番については、地形や水分状態に留意してということでしょうか。

(田中委員)

「地形や水分条件にも留意して」となると思います。

(坂本会長)

他の委員はいかがでしょうか。

(小林委員)

表現が難しかったので、発言を控えていたのですが、5番については一般的な書き方になっていると思います。希少種にはこういった特性があるという。

そうではなく、事業実施区域である山梨県の南部では、非常に希少なものが多い地域であるということ。これまでに委員から何回も指摘があるように、暖地性の植物が生育しているところで、そこから北に行くに従って、植物相が変わってきます。暖地性の常緑性のもの、シダやランなどがあることにより、生物種も希少なものが生育しているということがあるので、「本事業の実施区域に生育する希少動植物には」とか、そういった表現があった方が良くと思います。

局所的に分布するとのことですが、あの場所について植物でいえば、暖地性のものが入っている。あるいは、北限であるとか。逆に言えば、寒地性のものの南限であるとか。北限であるとか、南限であるとか、そういう希少性を持つ種があるということ。それから、シダやランなど、ランであっても暖地性の常緑の中には、地生のランだけではなく、希少な着生ランがたくさんあるわけです。この着生ランが、ブナのような植物だけでなく、スギなどの中にも見受けられることが

あるということで、そういうことも含めて、十分に確認する必要があるというような、そういう意味がもう少し出てくると良いなという感想を持っています。

この方法書の調査ルートは、生物多様性情報システムで作成された植生図を元に決められて、実際には現地踏査がもっと必要なわけです。先ほど、田中委員が方法書の前にそういったことが必要だということをおっしゃいましたが、私も同じように感じていて、そういったことをしないと、調査ルートがはっきりしないと思います。

田中委員からは、地形や水分を考慮してというような意見がありましたが、私は、十分な現地踏査に基づいてということ、やはり現地を踏査してみないと、登山道や遊歩道沿いだけしか調査されていないことが多いので、いろいろなことが明確になってきません。そういったことを事務局の方で、文言にしていただければと思います。

(坂本会長)

ありがとうございました。東清水線の方でこのような書き方でしたので、それを踏襲したのだと思いますが、東清水線の事業者の方もわかりにくかったかと思いますので、あらためてここで事業者の方にもう少し分かりやすくしてあげるといことも含めて、この文章を増やすことを考えていただきたいと思います。

小林委員の意見は、山梨県の特徴を入れられると良いということと、「必要に応じて」調査を行う前提として、十分な現地踏査を行った上でというようなことがあったかと思います。

その他に、田中委員から意見のあった、具体的な記載を追記するということかと思ひます。

文字数に制限は無いと思いますので、検討いただければと思います。

(田中委員)

5番は、小林委員が言われた「現地踏査に基づいて」というようなことを追加することで良いかと思ひます。

調査地域のユニークさというのは、それぞれの事業で出てくるので、それは5番ではなくて、別の項目で出して、この委員会の中で分かっている知見は、丁寧に出すということも重要だと思ひます。

(坂本会長)

事務局、いかがでしょうか。

(事務局 渡邊副主査)

この地域のユニークさという点では、動植物生態系の1番に、地域特性を考慮した調査等の実施というところに、「本事業を実施する地域は、周辺を多くの自然に囲まれ、希少動植物が生育又は生育している可能性が高い地域であることか

ら」というような文言を入れて、丁寧な調査を求めているところです。その部分に足すことができないか、検討させていただきたいと思います。

(田中委員)

着生ランが、非常に特徴的で希少であるということが分かっているので、それはそういった文言が出てくるようにした方が良いと思います。

一般論の表現で、とりあえず幅広く押さえておかなければならない、ということもあると思います。ただそれだけではなく、漏れや抜けがないように具体的にわかっているものは、一般論の表現の中に無理矢理入れようと思わないで、新たに一つ項目を立てて、その場合、植物だけでなく、必要な他の項目も入れた方が、それぞれの項目の知事意見もよりユニークかつ具体的に becomes と思いますし、事業により対応したものになります。一般論の部分が不要ということではなく、具体的な要望はプラスアルファで作られたら良いのではないかと思います。

(坂本会長)

確認ですが、文書としてはこの知事意見の他に、細かい指摘事項を出したりすることもあるのでしょうか。

そういったものがなければ、新たな項目を立てるということもあろうかと思えます。

(事務局 渡邊副主査)

知事意見をお渡しする際には、検討の経緯として、意見整理表などでどのような意見が出てきているのかということが分かるようにお渡ししております。

そういったことも踏まえて、知事意見への見解を作成していただけるようお願いしております。

(坂本会長)

そうすると、新たな項目を作成するのが良いのかもかもしれませんが、具体的な文言はいかがでしょうか。

(田中委員)

資料を追加でお渡しするという事かも知れませんが、とはいえ、会長が最初に言われたように、知事意見に記載されていなければ、伝わらないということがあると思います。いろいろな資料を送付したとしても、最終的にはこの意見がボトムラインになりますので、そこは細かくても意見に入れた方が良いと思います。

ちなみに欧米のアセスの専門家の意見などは、かなり細かく記載してあります。そういった点では、知事意見の量が多くなっても良いのではないかと思います。

(坂本会長)

やり方としては、細かい意見を書き出してみても、それからここにあるような抽象的な文章を作成して入れるとして、細かい意見をどのように伝えるかということです。

別紙みたいなものをつけるのか、それともこの文章の中で、事務局等がまとめたもので細かいものがあるということが分かれば良いのかなと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局 渡邊副主査)

1番のところを厚く記載する方法、新たな項目を立てる方法、詳細なものを別に作成する方法など、いくつかいただいたと思いますので、まとめ方は検討させていただきたいと思います。

(坂本会長)

わかりました。検討した結果は、みなさまにお送りいただくのでしょうか。それとも私に一任でしょうか。

(事務局 渡邊副主査)

基本的には、会長にお送りして確認していただこうと思っております。

(坂本会長)

時間的なスケジュールはいかがでしょうか。

(事務局 渡邊副主査)

委員の皆様には、17日までに追加の意見をいただき、それを踏まえて修正したものを会長とやりとりさせていただき、その後庁内で調整させていただきたいと思っております。

(坂本会長)

17日までに細かい意見をいただければ、整理できますか。では、骨子を修正したものについて、機会があれば皆様に見ていただきますし、十分な時間がなければ、私の方で確認させていただきます。

具体的な記載は、事業者にとっても良いことだと思いますので、検討いただければと思います。

他にいかがでしょうか。

(湯本委員)

今の意見に関わって、動植物生態系の4番の意見について、生態を考慮した調

査の実施の項目ですが、「時期や回数」の前に「調査方法」を追記すれば、もう少しははっきりするのではないかと思います。

(坂本会長)

時期や回数についても調査方法になるかと思いますが、調査手法でしょうか。事務局確認しておくことはありますか。

(事務局 渡邊副主査)

実際の調査のやり方ということですね。追加できるか検討いたします。

(坂本会長)

これについては、検討していただいた言葉を確認いただけるのではないかと思います。

他にいかがでしょうか。

(後藤委員)

先の台風15号により千葉県内で鉄塔が倒壊しまして、現在原因究明されているところです。本事業においても、多少そのことも言及した方が良いのかと思っております。

地形地質、地盤について、こちらから地質的な記載があまりありませんと指摘いたしましたが、事業者からは断層や土砂災害警戒区域等を記載していますという回答です。やはり表層土のことしか記載されておらず、深い部分の地形、地質の特徴の記載がほとんど無くて、本来一番大事な安定性についてあまり表に出てきません。

前回お伺いした際には、「きちんとやります」との回答が口頭でありましたが、文字での回答は、方法書に記載してありますとのことでした。

これは皆様にもお伺いしたいのですが、鉄塔が倒壊したという例もありますので、もう少し鉄塔の安定性について、現在の記載では、深い部分の地形・地質の特徴が記載されておられませんので、その部分も触れた方が良いのではないかと思います。委員の皆様のご意見はいかがでしょう。

(坂本会長)

事業者の方にお伺いいたしますが、鉄塔建設の際には、ボーリングなどを行うのでしょうか。

(事業者 電源開発株式会社 森川氏)

基礎型によって異なりますが、ボーリングは、10～20m程度行う予定でございます。

(坂本会長)

安全性という観点からは、どのような検討が行われるのでしょうか。

(事業者 電源開発株式会社 森川氏)

ボーリングデータに基づいて地盤定数を計算して、基礎設計を行うという手順になります。

(坂本会長)

後藤委員の意見は、ある意味想定外のことも検討するということもあるのでしょうか。

(後藤委員)

そこまではいっておりませんが、ボーリングをやることや、深い地質はどうなっているということが、表に出てきません。既往のボーリングデータがどうなっているというようなことはありません。質問しても方法書に記載してありますというような回答になっています。

安定性については、本来一番大切なところですが、地域性と安定性があまり記載されていないということが気になっております。

(坂本会長)

後藤委員から委員の皆さんの意見を聴きたいという部分は、安全性という部分について、事故等が起きた場合には環境に与える影響も懸念されるので、もう少し記載してはどうかということですが、いかがでしょうか。

(田中委員)

もちろん、鉄塔が倒れれば、いろいろな問題があると思いますので、今の方法書では記載が足りないということであれば、全般的事項の部分で不足部分を指摘するのがよいかと思います。

(後藤委員)

設計ですから、ボーリング等をされるということで、それはどこにも記載がありません。

(田中委員)

全般的事項のなかで、2番と3番、4番のあたりにそういった項目をつけて、足りない部分で危ない部分を、できるだけ具体的に追加するということで賛成です。

(坂本会長)

安全性に関して、少し触れた方が良くということについて、他はいかがでしょうか。

入れるということになれば、どのように入れるかということは別に考える必要があります。その際には、後藤委員にも相談に乗っていただきたいと思います。

田中委員が言うように、新たに項目を立てることもありますし、他のところに入れるということもあろうかと思いますが。

事務局の意見はいかがでしょうか。

(事務局 渡邊副主査)

事業計画の中で、そもそも事業の安全性に関する説明が不足しているのかなと理解いたしましたので、新たな項目を立てるのが良いのかと考えています。

(田中委員)

準備書にどういった事業をするかということが記載されますので、そこにそういったことを記載するようという意見で良いのではないのでしょうか。

(事務局 渡邊副主査)

検討いたします。

(坂本会長)

事業者の方に確認したいのですが、鉄塔の許認可についてはどのようなものがあるのでしょうか。特に安全性に関する部分については。

(事業者 電源開発株式会社 森川氏)

送電線を建設するにあたり、電気事業法に基づく許認可手続きがございまして、工事計画を作成して経済産業省に提出することになります。その計画の中に、鉄塔設計、基礎設計などの検討書を入れて、経済産業省のチェックを受けることになります。

(坂本会長)

許認可によるチェックはあるとのことですので、それを前提として、ここでいうとすれば、どういったことをいうのかということですか。

(田中委員)

そういったルールに基づいて作るということ、準備書に記載していただければ良いと思います。

(坂本会長)

事務局いかがでしょうか。

(事務局 渡邊副主査)

全般的事項に入れるという意見をいただきましたが、地形地質という項目もございいますので、どのように入れるか検討させていただき、文言についても後藤委員とやりとりさせていただければと思います。

(坂本会長)

では、まずは後藤委員とやりとりしていただき、文言を詰めていただければと思います。最終的には私に判断させていただければと思います。

(田中委員)

後藤委員からの造ったものが壊れてしまうかもしれないという指摘について、例えば、これまで検討してきたリニア新幹線などにしても安全で事故が起きないということを大前提にして、私たちは環境に対する評価を行っている訳ですが、もしそれが安全で無いとすれば、動植物や地形地質、いろいろなものはもちろん、人間に対して大きな影響があるわけです。

ですから、この議論はこの事業だけではなく、現在の環境アセスメントが安全と環境保全が縦割りで、安全については全部大丈夫だという大前提でアセスメントを行う仕組みになっています。これは縦割りの産物なのですが、もし事故が起きた場合には、環境にも当然大きな影響があるけれども、そういったことを環境アセスメントの中では議論しないことになっているので、どこまで安全性ということについて記述するかはちょっと難しい問題だと思います。意見です。

(坂本会長)

ではいかがでしょうか。

(後藤委員)

もちろん、許認可があり、きちんと設計されるということは理解しておりますが、方法書を見ると、表層の森林土壌しか記載がなく、地形地質についてもネットに載っているようなことしか記載が無い。そこが一番気になった訳です。

方法書を見た人は、もっと深い部分の地形も見なければいけないので、安全性についてきちんと評価してください。山梨県の地形に関する地域特性も記載してくださいということで、コメントさせていただきました。

(坂本会長)

方法書段階では、既存のデータをまとめただけで、準備書段階では実際のデータが載ることになると思いますので、準備書の段階では、地形地質の部分については、現状のデータの整理も含めてお願いします。新たなデータはボーリングぐらいだと思いますので。

(後藤委員)

知事意見を追記していただくということによろしいでしょうか。

(坂本会長)

その部分については、事務局と後藤委員と相談していただき、文言を詰めていただくということをお願いいたします。

他はいかがでしょうか。

(工藤委員)

この案件に限らないのですが、方法書の段階で多くの変更の要求が出た場合に、最終的にどういった方法で調査が行われるのか見ないまま、準備書までいってしまうこととなります。

知事意見骨子の中では、事業計画の適切な図示のところだけ、計画が明らかになったら情報提供するようにと指摘しております。

我々としても、方法をどのように改善したのかを見ておきたいのですが、そういったことを知事意見に書くべきかどうか分かりませんが、少なくともどのようにスタートするのかということが分からないというのは良くないのではないのでしょうか。

(坂本会長)

これまで事務局を通じて情報提供ということで行っている訳ですが、方法書と準備書の間で、具体的な方法について、こういった審議会の場を持つことができるでしょうか。

制度的にあるとすると、調査開始は20年になるので、計画が決まった段階で、正規のアセスの手続きではありませんが、こちらで検討する場を設けて、ご協力いただければ事業者の方にも傍聴していただくなり、来ていただくということはあるでしょうか。

委員の皆様は、方法書について、場所もわからないまま審議してきたというのが、引っかかっています。私としては、最終的には、県のガイドラインか何か、もう少し細かく記載するということを目指したいと思っているのですが、その前段階として何か方法はあるでしょうか。

(事務局 渡邊福主査)

制度の話を見せていただきますと、技術審議会の開催要件は条例で定められておりまして、方法書や準備書に対する意見を述べる場合と限定されております。このため、方法書に対する知事意見を伝えた後に、準備書より前に追加でその案件のみを審査するための審議会を開催することは難しいです。

このため、制度上は方法書に対する意見を伝えた後は、準備書でその対応が明

らかになり、それについて準備書として意見を言う訳ですが、その時点で仮に調査対応が不十分であった場合でも、手戻りが難しいという点もあります。それを補完するための方法として、制度外ではありますが、あらかじめ計画が定まった時点で提出していただき、事務局を通じて委員の皆様の意見をお伺いして、お伝えすることを行っております。

(坂本会長)

そうすればできることは、事業者の方に協力いただき、できるだけ早く詳細なものが固まった時点で、情報提供していただき、委員の方に見て意見をいただいて、伝えるということでしょうか。

個人的な意見としては、ガイドラインか何かにもう少し具体的に記載するようにということを定めたと思っています。最近の案件で、リニアや道路、電線などで場所がはっきり決まっていないという案件をやっています。それがかなり委員の方のストレスになっているところもあります。

それでは、事業者の方にお願ひすることもあるかと思いますが、事業者の方にはご配慮、ご協力をいただければと思います。後は、事務局と委員との間の対応について、きちんとチェックしていただくということをお願いしたいと思ひます。

では、よろしいでしょうか。

ご意見が出尽くしたようなので、以上で、意見交換を終了したいと思います。

本案件については、今回の審議会が最後になります。

方法書に対する知事意見の骨子につきましては、本日の時点で大枠としてご了解いただけたとさせていただきます。

本日ご出席の委員におかれましては、お気づきの点等がありましたら、10月17日(木)までに事務局あてにメール等で意見を提出していただきますようお願いいたします。また、事務局から欠席委員にもその旨連絡をお願いいたします。

この件につきましては、集まって審議するのは今回が最終となりますので、通例となりますが、今後については会長にご一任願えますでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。ではそのようにさせていただきます。議題1につきましては以上です。

それでは、12時となりますので昼食としたいと思います。議題2は、午後1時から再開いたします。事務局から案内をお願いいたします。

(事務局 大谷課長補佐)

ありがとうございました。昼食場所として405会議室を準備しておりますので、そちらに移動をお願いいたします。

こちらの会議室は施錠いたしますが、貴重品等の荷物はお持ちください。

傍聴人の方については、一旦退出をお願いいたします。午後の会議は、12時

45分から入室可能です。

**議題2 「(仮称) 韮崎都市計画道路1・4・1号双葉・韮崎・清里幹線、
(仮称) 佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線」に係る環境影響
評価方法書について**

(坂本会長)

それでは審議会を再開したいと思います。

議題2に入りますが、一部希少種や個人情報に関わる場所は非公開になります。その時は傍聴人の方には一旦退室願います。

それではこの案件につきまして、事務局から、手続き等についてご説明をお願いします。

(事務局 渡邊副主査)

事務局の渡邊です。よろしくお願いいいたします。

資料3をご覧ください。A4の1枚紙の資料になりまして、午前中にお配りしています。今回の事業者等ですけれども、事業の名称は、(仮称) 韮崎都市計画道路1・4・1号双葉・韮崎・清里幹線及び(仮称) 佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線ということで、いわゆる中部横断自動車道(長坂～八千穂)の事業となっております。

事業予定者ですけれども、国土交通省関東地方整備局、この事業について都市計画決定を行うこととしておりまして、山梨県区間については山梨県、長野県区間は長野県が都市計画決定権者となっております。

対象事業の種類ですが、法律の第1種事業となります高速自動車国道の新設です。

事業の規模は、延長約40kmで、山梨県の関係地域は北杜市が該当します。

都市計画の特例というところについて説明をさせていただきますが、環境影響評価法では、アセス対象事業に係る施設が都市施設として都市計画に定められる場合には、都市計画決定権者が事業者に代わるものとして、環境影響評価の手続を行うこととされています。韮崎都市計画道路1・4・1号双葉・韮崎・清里幹線の新設区間に係る環境影響評価については、都市計画決定権者である山梨県が手続を行うこととして、現在進めております。

3番の方に方法書の手続の流れが図示してありますので、こちらの方をご覧ください。

裏面にいっていただきまして、本件に係るスケジュールがどのように進められてきたかといいますと、8月1日に事業者、都市計画決定権者から公告縦覧の手続きが開始されております。それと同時に、住民、県民等からの意見の募集も行っておりまして、9月17日までが意見の提出期限であったところです。現在はこの意見を取りまとめている段階と聞いております。

審議会としては、9月10日に現地を見ていただいております、今回は第1回目の技術審議会となります。今後の流れですが、都市計画決定権者から住民の意見としてどのようなものが出たか、また、それに対する見解についても送付されます。また、山梨県の方では関係市である北杜市に意見照会を行うとともに、県として県民の意見を聞くための公聴会を行います。また、第2回目の技術審議会において知事意見の骨子を見ていただきまして、最終的な提出の期限ですけれども、都市計画決定権者から意見概要書等が提出されてから90日以内となっております。

今後の進め方については、また後で説明させていただきます。以上です。

(坂本会長)

ありがとうございました。それでは、事業内容につきまして事業者からの説明をお願いいたします。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

事業予定者の甲府河川国道事務所の副所長の松澤と本村です。よろしくお願いたします。では座って説明させていただきます。

お手元にお配りしてあります資料の確認からさせていただきます。資料1で全体的な方法書の概要をまとめたもの、資料2でA3の大臣意見に複数該当する地域の地図、資料3でA4横の事前質問があった表形式の資料、資料4でA3の正誤表、続いて参考資料1で方法書の概要に関する地域概要と配慮書意見と見解をまとめたもの、参考資料2として、政令で定める評価項目の選定表、参考資料3でA3横1枚紙の評価項目の考え方の資料、最後に非公開資料となりますが、項目別の調査箇所と想定される概ねの道路構造、以上となります。

配布漏れはありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは資料1になりますが、方法書全体概要になりますので、スクリーンの方には、方法書の内容のパワーポイントを示させていただきます。あと、参考資料を途中加えながら説明させていただきます。

めくっていただいて、1番から3番目の所の項目、事業概要と地域特性と配慮書段階の内容については、9月11日に現地を視察いただいた時に、概要を説明させていただいた範囲と重複しておりますので、少し簡略させていただきます。

事業の概要で、ページ右下、2ページに先ほど事務局の方から説明があった都市計画道路の概要の部分を記載しております。

続いて3ページ目の事業概要については、都市計画道路の事業の位置として位置図を示させていただきます。中部横断自動車道全体としては、静岡県静岡市を起点として、山梨県甲斐市を経由した後に、長野県小諸市に至る高速自動車国道となっております。

今回説明する事業については、中部横断自動車道の内、山梨県北杜市長坂町にある(仮称)長坂JCTと長野県南佐久郡佐久穂町の八千穂高原IC間を整備するもの

となっております。

続いて4ページ目になります。都市計画道路の事業の目的について記載をさせていただきます。当該事業について、延長40kmの高速道路の内、当該地域については代替道路がないとか、地域を結ぶ幹線道路の大雨や積雪による通行止め等が発生し、孤立が懸念され、また災害で、中央道が通行止めになった場合には、都市計画の広域支援が分断される可能性があるなどの問題があり、これらの課題と当該道路に求められる機能から、政策目標として9項目ほど示させていただいておりますが、これを政策目標とさせていただきます。

続いて5ページ目になります。都市計画対象道路の事業実施区域の位置図になります。地図上で延長約40kmの内、赤で示しているのが、事業実施区域として1km幅の実施区域を対象としております。山梨県側が左側に都市計画道路名を示し、右側が長野県側の都市計画道路名を示しております。

続いて6ページ目になりますが、都市計画対象道路事業の内容として、先ほど事務局の方から概要説明であったものと同じになりますが、車線数4車線、設計速度80km/h、道路区分は第1種第3級相当を考えています。

道路構造につきましては、まだ具体的なルート・構造が決まっていない段階で、今後詳細な道路の位置と道路の構造を検討していく中で、方法書の段階では、盛土、切土、橋梁、トンネル構造、掘割構造など地形を想定したときにイメージとして設定される構造を方法書では標準図として示しております。一番下の休憩所の設置の計画については、当該区間については計画の予定はありません。

続いて7ページ目になります。対象道路事業の経緯になりますが、平成22年度から計画段階評価の手續に着手して、平成27年4月9日に対応方針として決定しております。その間、小委員会を7回開催しております。また、具体的な1kmのルート幅の検討に当たっては、平成24年11月にワーキンググループを設置して、A案・B案の比較内容について地元の方に説明等を実施しています。

平成26年7月の第7回の小委員会において対応方針案を取りまとめた後、環境影響評価法における配慮書手続きを実施しております。平成27年4月の対応方針決定後の長野県区間については、計画調整会議を設置して1kmルート帯を決定し、その後、この度、方法書の手續を進めてきたところです。

8ページ目になります。対応方針の決定について示させていただいている1kmルート帯とインターチェンジの概略位置を示した図となっております。ルート帯案の考え方、並びにインターチェンジ概略位置の考え方を対応方針として示しております。

続いて地域の概況になります。地域の概況については自然的状況と社会的状況とを10ページ目と11ページ目に概況を示しておりますが、詳細部分については、参考資料1において、地域概況の各項目について、詳しく説明していますので、こちらをご覧くださいと思います。この内容については、方法書にさらに詳細なものを記載しておりますので、そちらで確認いただければと思います。

配慮書の概要で、資料1に戻りまして、配慮書の概要が13ページ、14ペー

ジにございます。繰り返しになりますが、配慮書手続きにつきまして、環境影響評価法の改正が平成23年に改正されまして、平成25年に施行されています。その改正に伴って配慮書の手続を経過措置として適用した事業となります。

本事業においては、配慮書手続きにおいて、事業への早期段階における環境配慮を可能とするために、第一種事業を実施しようとするものが事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書として、環境影響配慮書と読み替える経過措置を示させていただいております。

下に検討結果の公表とさせていただいておりますが、経過措置に伴って主務大臣が環境大臣に協議して指定した書類があるときは、配慮書と見なすという規定がありまして、その規定に基づいて検討書を公表しております。

続いて14ページ目に、配慮書に関する国土交通大臣の意見の意見書の部分を示しています。総論から、水環境、動植物及び生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物についてそれぞれ意見が出されておりました、全体で6件あります。

次のページに配慮書の意見の概要の総論と各論として示しております。参考資料1の25ページをご覧ください。現地視察時にも大臣意見の概要については説明させていただきましたが、先ず総論の一番で、対象事業実施区域の設定において、11項目の区域に複数該当する地域については十分配慮することということ、1番の学校・病院から11番の史跡・天然記念物まで、このような11項目で重複する施設がどの程度あるのかというご質問がありました。

本日、資料を用意させていただきました、配付資料の資料2で、A3の1枚で示しております。こちらが大臣意見に複数該当する地域として、方法書の地域特性として示している記号と名称を図に落としてございます。左下に凡例がございまして、上から、社会福祉施設・病院・学校が1番、河川が4番、鳥獣保護区が3番、地形地質・自然現象が5番、自然植生が7番、これらの番号が先ほど大臣意見として示された11項目の丸数字の番号とリンクしています。

地図上で、同様に丸数字と施設、区域の名称を示している中で、山梨県側の事業実施区域を薄紫色で示しています。その中で広域的に該当するのは、八ヶ岳の自然保護区域と八ヶ岳鳥獣保護区があります。

そういう中で、重複してくる区域は3番で八ヶ岳鳥獣保護区の緑の範囲となっており、八ヶ岳の景観上配慮すべき範囲がこういう八ヶ岳周辺区域となっております。こちら側の水色のハッチで示している地域が清里景観形成ゾーンとして北杜市で位置づけている区域、この区域の中で主要な施設として、学校施設ですと、高根清里小学校であったり、天然記念物であれば、八ヶ岳の権現社のマツであったり、人触れ合いの施設であれば、清里フラワーパークがございます。その他、長野県側の区域になりますが、野辺山のところに、JRの最高地点があったり、ドライブインがあったり、獅子岩が実施区域の近くにございます。

植生の観点でいいますと、清里のザゼンソウ群落がこのあたりに確認されてい

ます。こちら長野県側の近いところになっていますが、八ヶ岳東山麓の湿原群が点々とあります。

このような地域特性のところ、重複する施設等が確認されていますので、配布している資料の右上の所に示してありますが、今後の対応としましては、詳細なルート検討を今後行っていく訳ですが、複数該当する地域はコントロールポイントとして極力避けるよう検討するとともに、回避が困難な場合については、構造等の検討により、可能な限り改変区域を最小化する等の影響の回避・低減を図っていく予定でございます。方針として説明させていただきました。

これで配慮書の関係は終わらせていただきます。

資料1の16ページから、4. 項目の選定に関わる内容について説明します。項目の選定については、結果概要のみを示させていただいておりますので、それをわかりやすく説明したものを、参考資料3でお配りしてございます。

こちらのA3の一枚紙の資料になります。こちらの資料が参考資料3で環境影響評価の項目の考え方を示したものでございます。環境影響評価の項目につきましては、先ず①国土交通省令で定めた項目、項目選定の考え方、続いて②道路環境影響評価の技術手法に基づくもの、続いて③長野県環境影響評価技術指針、④山梨県環境影響評価技術指針を参考として、事業特性及び地域特性を踏まえ検討しております。また、専門家等の技術的助言や配慮書における内容についても、反映継承して検討してございますが、結果として追加の項目はございませんでした。

総括的に、こちらの一覧表で示しておりますが、①は国土交通省令で一般的な道路事業で想定されるものになりますが、A4で一枚、省令の評価項目の別表を付けております。参考資料2になります。こちら側が省令で定める評価項目の選定として、道路事業を実施する上で選定することとされている項目を白丸（○）で示しているものです。これを元にして一覧表を細かく示していきまして、参考資料3の裏面を見てください。先ほど省令で示した白丸のものは、この表では黒塗りの丸（●）で示してあります。

その他、環境影響評価の技術手法において、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に係るもので大気の関係を選定しています。

また、自動車の走行に係るものについては低周波音を選定しております。

また、公共用水域が存在しているため、濁水の影響を及ぼす恐れがあるような切り土や既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路の設置、水底の掘削に係る水質の内の水の濁りについて選定しています。

また、最後、建設機械の稼働に係る動物についても技術手法の中で選定されたものです。長野県と山梨県の環境影響評価の技術指針で選定したものについては、河川等の公共用水域が存在して、水底の掘削と併せて実施するコンクリート工事によるアルカリ水の公共用水域への排水による水の汚れに影響を及ぼす恐れがあるようなものを対象として、水底の掘削等に関わる水質の内、水の汚れを選定しております。

河川の利用が認められ、河川の流域への影響を及ぼす恐れがあるというようなものについて、その対象として、切り土等または既存の工作物の除去、トンネル工事の実施、道路（地表式、掘割式、地下式）の存在に関わる水象として河川を選定しております。

また温泉の存在や地下水の利用が認められ、地下水への影響を及ぼす恐れがあるものとして、切り土等または既存の工作物の除去、トンネル工事の実施、道路（地表式、掘割式、地下式）の存在に関わる水象として地下水を選定しております。

道路の存在に係る電波障害につきましては、住宅等が保全対象として存在する箇所において、道路の嵩上式、高架橋等の存在する影響を及ぼす恐れがあるものとして選定しております。

動植物の生息地、生育地、地域を特徴付ける生態系の生息及び生息基盤が存在し、トンネル工事の実施及び道路の地下式の存在の影響を及ぼす恐れがあると想定されるものとして、トンネル工事の実施、道路（地下式）の存在に係る動物植物生態系を選定しております。

最後、文化財の関係になりますが、文化財への影響を及ぼす恐れがある対象として、工事施工ヤードの設置、工事用道路の設置、道路の存在に関わるものを対象として選定しております。以上が、長野県と山梨県の環境影響評価技術指針により選定したものになります。

最後、配慮書への意見への対応として、動植物及び生態系、景観、水環境、廃棄物等については、先ほど選定した項目と重複しておりますが、該当するものとして示させていただきます。特段、大臣意見として項目を選定したものはありません。

参考資料3の裏面の赤の米印（※）で記載しているものですが、これは、米印の数字毎に右側の方で説明させていただいています。本来であれば、マトリックス表の中で、なぜ選定していないのかということ、口頭で説明するべき所ですが、一つ一つの項目を説明するに当たっては時間を要するので、想定されるもので選定していないものだけを特出しいたしました。

まず、大気環境の内、大気質について米印1～5番までが対象としていますが、例えば、大気質の二酸化窒素と浮遊粒子状物質のところにおいて、切り土等から工事施工ヤード、工事用道路、トンネル工事の実施等は、丸はつけていませんが、この対象については二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響については建設機械の稼働の項目において、全て、一括して検討することとしてございますので特出しの丸はしていません。

低周波音の所で、工作物の存在・供用に関わって、米印4で示させていただいておりますが、嵩上式の存在による低周波音については、道路の走行の項目で一括して評価することとしておりますので、この嵩上式だけで特出しはしていません。

続いて、土壌に係る環境その他の環境の内、地形地質において米印6番で補足

しておりますが、地形地質については、水象（地下水）等の検討の中で、地下水の影響として分類させていただいておりますので、表上出て来ないものもござい
ますが、その点についてはご理解ください。

生物の多様性の確保の関係で動物植物生態系がございしますが、動物において、
水底の掘削については工事の実施に関係する検討項目として実施することとして
おります。

また、自動車走行に関わるロードキルを含む供用後の影響については、供用後
の存在の項目において検討することとしてございます。

また、生態系の部分で水底の掘削と自動車の走行に関係しますが、水底の掘削
による水域への影響については、工事の実施の項目において検討することとして
ございます。また、ロードキルを含む供用の影響についても、道路の存在に関係
した項目で検討することとしております。

そのような見方をしていただければと思っております。表の内、なにも印が入
っていない箇所については、本事業の特性において関連性が特にないので、環境
影響評価を行う必要性が低いとして選定している項目になりますが、例えば、そ
の道路の存在に関わる大気質の関係においては、自動車や工事の実施による建設
機械等から発生するもの、道路の存在自体で大気質へ影響を及ぼすような物質に
ついては発生しないものとして選定しておりません。

以上のところが、評価項目の選定の考え方として参考資料で説明させていただ
きました。

資料1に戻っていただいて20ページになります。20ページが評価手法の選
定として、方法書の8章に記載してある内容の概要を示したものとなります。

先ず、21ページで大気質の関係になります。大気質の内、二酸化窒素及び浮
遊粒子物質については、調査手法として濃度の状況、気象の状況を確認します。
また、予測手法としてはブルーム式及びパフ式による計算とさせていただきます
す。評価手法については、先に粉塵について説明します。

粉塵については、調査手法としては気象（風向及び風速）の関係の状況を把握
します。予測手法としては、事例の引用又は解析により得られた経験式による計
算することとしております。全体の評価の手法としては、環境保全について配慮
がなされているかどうかについて評価基準、道路環境影響評価の技術手法に示さ
れている参考値との整合が図れているか否かについて評価することとしていま
す。

こちら側の調査の実施範囲は、方法書の中で示している調査範囲図になりま
す。オレンジが大気質の関係と騒音・振動、赤の範囲が道路交通騒音・振動の調
査範囲になります。

その範囲図の考え方として、別にお配りしている非公開資料として、A3の調査
実施区域と道路の概略の構造を示しているものとなります。図面の取り扱いとし
て示しておりますが、右上の凡例の道路構造として、モスグリーン、赤の薄い
色、青色がありまして、モスグリーンについては、主に地表式地下式が想定され

る範囲、赤の薄いところについては、主に嵩上式地表式が想定される範囲、青については、主に地下式嵩上式が想定される範囲として、このような色分けで事業実施区域の中で色分けさせていただいております。

この範囲図によりますと、着色範囲は概ね主に嵩上式地表式が想定される中央道の付近から、あと清里の駅の周辺地域や野辺山を過ぎたあたりは地表式または嵩上式が想定される構造となっています。

地下式又は嵩上式等の構造で青が想定されるところについてですが、地形的に山岳地形に入って、トンネル構造が想定されるような範囲となります。

構造が想定される区域によって、高架構造や周辺地域に民家等があって配慮されなければならないような箇所について、騒音振動の調査範囲として赤を示しています。また、大気質一般環境騒音・振動についてオレンジの範囲については、トンネル構造等が想定される坑口とか嵩上式の供用での影響等が想定される範囲について関連性を見ていただければと思います。

全般として、この色分け図で示させていただいているのですが、この色分けの区分については、この1 km幅の中心線において、概ねの地形を想定して、その想定した地形図において、想定される道路構造を検討してございます。その中心線及び1 kmの両側においても概ね構造を想定される範囲として認められるように着色した範囲を示してございます。

1枚目が大気質、騒音、振動の関係で、その裏側の2ページ目が水質、水象、地形及び地質の関係で、3ページ目が、日照障害、電波障害になります。裏面の4ページ目のところが、動物、植物、生態系の関係になります。5ページ目が、景観と景観の地域特性を重ね合わせたものとなります。6ページ目が、人と自然との触れ合いの活動の場、最後、7ページ目が文化財の関係となります。

このような考え方に基づいて、調査予測手法の選定として、パワーポイントを示させていただいているので、確認していただければと思います。

以上のところが、方法書の全体概要として説明させていただきました。

(坂本会長)

ありがとうございました。

この方法書の審議では、評価対象項目の選定の適否、それから手法の選定の適否を議論することになります。

どちらでも委員のご意見をいただきますが、最初に私から、手法の選定で、それぞれ、それと前の方で、赤とか黄色とかついていて、幅1 km、長さ3、4 kmの範囲を区切っているのだが、この委員会としてはもっと具体的なものがないと判断できないところがあるのですが、それがまだ決まってないということでしたら、どういう考え方で、特にこれ以外はマニュアル通りにやるということなので、その場所についてももう少しどういう考え方で選んでいるのかというところを簡単に説明してください。

先ほど例えば大気質であればトンネルの出口とかそういう話です。それもマニ

ュアルに書いてあるとおりに言うならばそれでもいいのですが、特にこの場所
ということをご説明いただけるとありがたいです。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

説明が不十分でしたが、大気質の関係のところだと、住宅等が存在すると
か、主要な道路との交差があるかというところが対象になりますので、そうした
ときに、先ず1kmルート帯の中央道の起点に近い側からすれば、主要地方道の八
ヶ岳公園線、これは緑と交差する周辺の範囲については、集落とそれから主要な
道路と交差する場所として調査範囲を示しています。

(坂本会長)

騒音もそのような感じですか。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

騒音も主要な道路との交差、周辺集落が存在するところとなります。

(坂本会長)

振動は騒音と同じですか。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

はいそうです。

(坂本会長)

水質は河川とかの交差になりますか。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

水象は。

(坂本会長)

そんな感じで、一言ずつで片付けて進めてください。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

2ページのところでは示していますが、水質の関係については、主要な河川と交
差する部分については調査地点として、青の範囲で示しています。また、トンネ
ルが想定される範囲に関係するものについては地下水関係で緑の範囲で調査地域
としています。

(坂本会長)

その辺はもう専門の皆さんはだいたい想像がつくと思いますが、植物動物につ

いては、この範囲全体をくまなく調査するのでしょうか。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

植物動物については、1 km帯の範囲に限らず設定していますが、4 ページのところ、調査範囲図になります。一点鎖線と点線で示していますが、動物生態系の調査については、事業実施区域1 kmの範囲から外側に250 m、植物の調査については、100 mの範囲、先ずは進めて調査することとしています。

続いて、景観の範囲については事業実施区域から3 kmの外側の範囲までを対象として調査していくにあたっては、市町村や地元の方々についてもヒアリングしながら拾い上げをしていきたいと思っております。

(坂本会長)

皆さん専門家なのでだいたい想定されると思えますけど、私からは範囲について質問しました。

それでは皆さん各項目あるいは全体について、ご意見ご質問をお願いいたします。

(田中委員)

田中です。先ほど会長が言っていた範囲のことに続けてですけれども、地域の概況調査みたいな、その既存資料でやる部分と現地踏査の部分というのが、今のルールだと方法書ぐらいで明らかにする必要があると思います。じゃないとどこでそれは示されるのですか。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

方法書の作成の時点では、ご指摘の通り既存の文献で確認される範囲でしか現時点ではやっていない。

(田中委員)

そういうことではなくて、方法書では、今後どういった調査をしていくかということを書くものですから、どの時点で現地調査ルートとかそういうものが明らかになってくるかという質問です。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

方法書の手続きが終わった後に事業者、都市計画決定権者の方で項目と手法を決定した後に、現地調査を実施していきます。

その現地調査の中で確認されたものについて、準備書として予測と評価結果を示す訳ですが、その時、現地調査結果を示させていただくので、現地のヒアリング結果と収集された情報をその段階で示す予定です。

(田中委員)

アセス制度としては、準備書で初めて現地レベルの調査結果が、どういう調査をするのかというのと同時に初めて公開されるということになってしまう。これは全くおかしい話で、この調査がおかしいという話でなく、多分、制度の問題で、できれば山梨県の方にも聞きたいのですが、何となくだんだん昔に比べて、配慮書だとか方法書だとかどんどん出てくるに従って、調査がよりなんかアウトになっていっているなど、すごいそういう感じがします。

それで、はっきりはしなきゃいけないような、例えば配慮書はないが、検討書が配慮書として見なされる、そうすると、複数案評価は検討書でやっているのですか。その複数案はどこかに書いてありますか。

まず認識していただきたいのが、環境アセスメントというのは複数案からどれが一番環境への影響がないのかというのを絞り込むのが環境アセスメントなんです。

今やっているのは環境調査みたいな感じで、アセスというその意思決定に繋がるところが、何か明確にもう少しどうにかならないかなと思うのですが、まずは今の質問で、配慮書に見なした検討書にあると思われる複数案検討はどこにあるのですか。

(坂本会長)

たぶんそれは、見なし配慮書の中でやっているもので、その資料の中に、それに触れている部分があるということでしょうか。

(田中委員)

できれば平面図で見せて頂きたい。

(坂本会長)

もちろん、その部分はこの審議会の対象ではないのですが、参考になりますので見せてください。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

今、スクリーンの方に示させて頂いておりますが、全体からすると、平成22年度からルートとか政策の目標等を説明している中で、この1kmルート帯を平成22年度に示したもので、2案を説明してA案とB案。

(田中委員)

両方とも1km幅ですよ。これでショートカットみたいなものはなくなりました。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

できるだけアクセスを優先させた案というのを。

(田中委員)

今度はその方法書で、一つに絞られて1 km幅が出てきたんですね。それも、実は1 km幅の中に幾つものルートがあると思いますが、その複数案とそれの絞込みはどこでやられるつもりなのですか。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

1 km幅の中で今後詳細なルートを複数案含めて検討していくこととなりますが、都市計画の手続きと併せて、環境影響評価も進めていくこととしておりますので、都市計画の手続きの中で、都市計画案の前に都市計画原案を事業者の方で説明することとなっております。

(田中委員)

いやいや、環境アセスメント制度の中で、どこでやるのですか。これは事業者に聞いた方がいいでしょうか。

(坂本会長)

あの多分、正規のルートではない、この委員会としては今回の審議会と次の審議会ですけど、その間に出てくるとは思えない。1 km幅の中のどこを通るかというのは、この方法書の審議会での1回目と2回目の話の中では、たぶん出てこない。たぶん、他の手続きと絡んで、他の案件もそうだと思いますが。

(田中委員)

いや、そういうことではなくて、アセス制度の中のどこでそれが、後でもいいですけど、どこで出てくるのかっていうのを、今出てこないっていうのは別にいいとしても、教えていただきたいです。それが突如準備書で出てくるというのは、全くアセスメントをやってないということと同じになってしまうと思います。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

ご指摘の意味がわかりました。都市計画原案として示す前に複数案検討した上で、最適案を原案に繋げていくこととなりますが、その検討プロセスの間の部分で山梨県とも相談が必要になるのですが、その比較案で影響の度合い、回避、低減という検討の結果を委員の先生方にご説明できればと思っております。

(田中委員)

今後、今回の審議会から準備書までの間のどこかで、こういう場で複数案についての環境アセスメントが行われる、内々のデータが出てくるということですよ

か。それは要するに国民というか、県民には知らされないのですか。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

この方法書の段階で、ということですか。

(田中委員)

方法書ではなくて、環境アセスメントという全体の仕組みの中です。もう方法書はこれで終わっているわけですから、この後、これは県(事務局)に答えてもらった方がいいですか。

(事務局 渡邊副主査)

制度側の認識といたしまして、先ほど言ったとおり配慮書相当の手続の段階から1km幅に絞って、1km幅から事業実施の幅に絞るのは、方法書から準備書の中に事業者がされて、その中で複数案を検討されて、検討の経緯と結果を準備書に示して頂くという形だと考えています。

(田中委員)

表に出てくるのは、準備書のところで複数案の検討結果がちゃんと出てくるということですね。

だからそこが、今のところあまりはっきりしていなくて、それは事業者がはっきりしていないという訳ではなくて、制度が本当にいろいろねじれていて、だから今の制度だと、本当だったら、配慮書段階でそれをやって公開されてというのが本来だと思うのです。

そうは言っても、なかなかそこで出来ていない事例の方が圧倒的に多いのですが、そうでないとなると今度はいきなり評価結果が出てくるのは準備書になってしまう。

でもその時には、最後の事業計画の実施計画みたいな段階のルートが決まったやつのアセスしかやられてないということになっちゃうと、これはちょっと問題なのかなと思います。

それは動植物生態系とか景観とかその辺の分野というのは、広域的なかつ長期的な検討から入らないと、後で検討してももうどうしようもないことで、皆さんご専門だから釈迦に説法かもしれないませんが、大気だとかの生活項目はある程度固まってからいろんなことをやっても間に合うのだが、やっぱりそのあたりが、アセスの前半の部分が動植物とか生態系に対する配慮が圧倒的に重要になるわけです。

そこが今の制度が悪いのか、何だかわかんないけど、ちゃんと出てこないという問題がある。そこは事業者さんの創意工夫で、ルールはルールかもしれないけど、ちゃんと複数案の絞り込み、その絞り込みでどういう理由で、どういう案を最終的に絞り込んだのかというのは、次善の策ですけれども、準備書にちゃんと

書いていただきたいというのが要望になります。

(坂本会長)

ありがとうございました。他にご意見ご質問いかがでしょうか。

次いでですが、これは色が付いているのは、現地踏査の範囲だと思ったんですけど、そうですか。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

道路構造として想定される、盛土とか。

(坂本会長)

いや、こちらではなく、こちらの線を引いてあるのは文献調査ではなく現地踏査をやる範囲ですか。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

現地調査の範囲です。

(坂本会長)

具体的にどこかというのは、考え方はあるが、まだ決まってないということでもいいですか。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

そうです。調査計画は今後になります。

(坂本会長)

はい。他に皆さんのご専門の範囲、あるいは専門以外の範囲でもいいので、ご意見ご質問お願いします。

(箕浦委員)

箕浦です。よろしくお願いいたします。

騒音についてお聞きしたいのですが、騒音の方法書の方の表8-3-6を拝見しますと、騒音の調査の手法、予測の手法、評価の手法というところの中で、手法としては、計算式、予測式に基づく計算であるという説明であって、評価が基準との適合性を見るというような説明で、これらは一般的な方法だと思いますので、よく理解できるのです。

しかし、そうすると実測するという話はこの中に出てこないのですけれども、その評価にあたって、現況の音環境と道路ができた後の予測される値との比較を評価の中でされる予定があるのかということをお教えください。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

実際に数字としてデータとして調査するのは、大気質の関係全般と騒音、振動、それから水質に関係したpHとか数値として現地で調査します。

事業の影響について、予測評価で具体的な数字として示していくのは大気質、騒音、振動の関係については、数字で予測評価を解析結果として示していきますが、水質等の関係については、発生する量をできるだけ低減させるような事業の実施の仕方など定性的な説明等になると思います。

動植物についても同様に数字的な説明は難しく、調査結果の分布は示すことができますが、予測評価については数字的な説明は難しいです。

(箕浦委員)

現地調査されるということが騒音について書かれていたので、それはちょっと見落としがありました。ここで環境基準との適合性を見るということを目的にされていますが、この地域の地域特性から考えますと、かなり静穏な地域であったりですね、自然豊かな地域であったりしまして、そこに道路の騒音が発生しますとその地域の雰囲気が大分影響を与えることになると思いますので、そういう意味では環境基準という生活上迷惑が生じるかどうかということをし少し超えて調査をしていただく方が地域特性に合っているように感じられるのですけれども、その辺のご見解をちょっと教えていただければありがたいです。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

おっしゃる通り、非常に静穏で静かな、夜とかは動物の音が聞こえる静かな地域ですので、現況調査をしますので、予測結果と現況の比較はやることになるので、できるだけ住宅等が近接する場所については、騒音の発生源対策について、防音対策については配慮が必要だと考えています。

(坂本会長)

わかりました。数値を予測して、その環境基準と比べて満たしていると言うことがあるが、環境基準がないようなところもあるので、そういうことも考慮して、しっかりと、静音な場所なので、いい場所を選んで調査して予測して頂きたいと思います。他にありますか。

(石井委員)

石井ですけども、資料3について質問してよろしいでしょうか。

基本的にはここに書いてあり、すでにお答えをいろいろいただいている訳なんですけども、例えば工事施工ヤードの設置、工事用道路の設置が、景観と人触れ(人と自然の触れ合いの活動の場)には入ってないですけども、先ほどご説明いただいた、いろいろ色付けした範囲の、5ページのところに景観があります。それを見ていただくとわかるのですが、ここで書いてあるみたいに自然公園法等

の自然環境のというふうな範囲が緑のマークで書いてありまして、でも清里に来る、かなりの数の観光客の方が来るポールラッシュとか、清泉寮のあたりは、その範囲の外になっています。

だから、そういう実態を考えたときに、そういった基準で決めてもらっているのかという、先ほどの地域のポイントをどれだけ見てから詰めているのかと一緒に思うのですが、やはり何を人々が求めてここに来ているのかというのを見たときに、単純に自然公園とか、そこら辺のラインで切れないと思うので、やはり、その辺も配慮していただけないかなというふうに思います。

それから、資料3の三つ目のところの最後の所で、いろいろな項目を挙げていただいているので、しっかりやっていただければと思うのですが、当然パークウェイではないことは重々承知の上で言っていて、やはり清里みたいところは、今言ったみたいに、本来自然を満喫しようという人がこれまでここに来ていた場所だということがあります。なので、もっと、こういうふうに建前で切らずになんとかしてくださいと言うことと、最後のところで、項目の中で、できればトンネル坑口周辺とかを入れて頂けるといいと思います。なぜかという、午前中に、中部横断自動車道の写真と高圧鉄塔の写真を資料として見たのですが、高圧鉄塔よりもトンネル坑口の方がひどいと思って、やはりどのように地形に馴染ませるか、そういうところをトンネル坑口でも考えていただければと思います。それから、ライトの関係をやっていただけるというのは非常にありがたいのですが、それを報告書としてはどういうふうに表現されるのかなということも教えてください。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

ライトの影響についてですが、現時点では具体的な示し方は検討していませんが、事例等を調べまして次回説明したいと思います。

(坂本会長)

景観については、大抵の場合は方法書の中で眺望点はここみたいなものが示されて、それは別に秘密にすることではないと思いますので、もっとはっきりと書いても良いのではないかと思います。

大抵、眺望点から見た写真があって、問題の写真があって、という格好で準備書に出てくるのですが、眺望点ぐらいははっきりしても良いとおもうのですが、何かまずいのですか。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

眺望点というのが、人触れのところで、皆さんが眺望点としている所以外でも地元の方々が大事にされている所もございまして、地元の方々から聞いたものも加えていかないといけないと思っております。主要な眺望点については、人触れの所で記載してあります。

(坂本会長)

よろしいですか。他にご意見ご質問ありますか。

(岩田委員)

山梨大学の岩田です。

先ず1点目は、非常に細かいことですが、27ページの重要な地形地質のところ、長野県の図が使用されているのは、これは山梨県のところと間違いですか。

(坂本会長)

長野県の図が入っているのではないかということです。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

地形地質の関係で、山梨県には対象がございませんでしたので、長野県側だけが対象でしたということをお知らせするために載せました。

(岩田委員)

はい。承知しました。

私の方は水環境について幾つか、質問とコメントですが、水の水質と水象、地下水等も含めまして、現在、ピックアップされているところは主に地形図に表れている地表水と事業実施区域が交差しているところ、さらにその1kmベルト内で調査地点を先ずピックアップされているように思うのですが、やはり影響が下流にも及びますので、その1kmベルトの中で事業実施区域と交差している点ではなくて、下流方向で流量がどう変動しているかというようなところを見ていただく必要があるのではないかと思います。

例えば、大きく屈曲しているところで、おそらくトンネルが想定されている部分があるかと思いますが、その緑の区間はおそらく谷の方から須玉川の方に向かっていく集水域だと思いますので、その源流付近のトンネル付近の中で、調査範囲を区切られても正当な評価は難しいのではないかと思いますので、実際にその水文学的な水の流れに応じた調査地域の配置を検討していただきたいと思います。

それからもう一つは、大きな河川、目につくような河川を対象にされているかと思いますが、前回も現地視察した時に、やはり谷などに非常に小さい小河川が流れていまして、おそらく、ああいった小さな湧水であったり、河川だったり、文化とか観光とか、あるいは生物多様性とか、あとは小水力発電に使用している場合もあるかと思いますが、ちょっとこの地図に載っているような大きな河川だけをピックアップするのではなくて、地元の方が非常に大切に管理されているような小さな河川とかそういったところも対象とするような方向で検討いた

だきたいという風に思います。もちろんすべての小河川等を調査するのは大変だと思いますので、重要な水路とか、用水とか小河川とかというのが、きっと存在していると思います。

あと、他の工事の案件とも関係するのですが、流量の測定間隔ですが、これが例えば一月に1回とか、四半期に1回というような、散発的な計測ですと、どうしても自然変動が大きな変数ですので、正当に工事の影響を評価することができないので、簡易な水位観測計も今はありますので、常時モニタリングをするようなところを何地点かでも選んでいただいて、また工事前に、十分な時間を持った時点から観測していただいて、その工事影響が評価できるよう、是非検討していただきたいと思います。

それから別紙で、A3で環境影響評価の項目の選定理由の表を挙げていただいていますけれども、これの中に水の部分になりますが、切り土工事、施工ヤード、工事用道路については主に水の濁りを評価され、水底の掘削では水の汚れと水の濁りですが、おそらくトンネル工事においても水の濁りですとか水の汚れということが、場合によってはあるかもしれないと思いますので、トンネル工事区間についても、水の濁り水の汚れについて、コンクリートをたくさん使うかと思えますし、多くの大型の車が移動するということもあると思いますので、こちらについても検討していただければと思います。

(坂本会長)

よろしいでしょうか。続いて、私からもう一つ水についてですが、国土交通大臣意見の所に水源に配慮して、と書いてあるのですが、この調査の部分について、水源を意識した点があるのですか。教えてください。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

水源という呼び名かどうかということはあるのですが、この地域は湧水が非常に多い地域になっていて、その湧水の発生源についてはすべて調査する予定です。

(坂本会長)

この点々がすべて調査地点ですか。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

文献で確認された湧水地点を青で示していますが、それ以外でも結構見受けられます。

(坂本会長)

少なくともこの青い点々、たくさんの点々の湧水を調べると。で、水道水源はどこにあるのですか。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

文献では確認できておりませんが、水道に使われているということは、地元の方から聞いておりますので、ヒアリング等も含めて確認いたします。

(坂本会長)

水道だったら市役所が全部把握していると思うのですが。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

すみません。現時点で、文献調査の範囲になるので、今後具体的に、市とかに確認していくような形になります。

(坂本会長)

この方法書に水源や深井戸がいくつ、表流水は何%という表があるのだけど、どこかというのは分からなかったの、事業者が把握しているのかと思いました。

それを把握した上で、そのの上流にかかっているならば、追加するという話かと思いますが、その部分は欠けている部分だと思います。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

引き続き、市の詳細な調査した上で、示させていただければと思います。

(坂本会長)

少なくともここには水源の表流水何%という表しかなかったの、そのへんは少し足りないと思います。私からは以上です。

他にいかがでしょうか。湯本先生お願いします。

(湯本委員)

今の水に関してですが、この地域はかなりの水田地帯で、農業用のため池もかなりあるように思います。ですから、それについても調査しておかないと、水源が涸れたということで農業への影響がでる可能性があります。

もう一点は、動物について調べた文献の古さということがあります。方法書にまとめていただいた資料ですが、大体40年ぐらい前のものを根拠として出されていますけれども、今の、状態ではかなり変わっているということも予想されます。なかなか調べるのは大変だと思いますけれども、できるだけ新しい文献を拾っていただきたいと思います。

(坂本会長)

ご相談いただければ県の方でお教えできることもあるのでしょうか。

(湯本委員)

みどり自然課になると思います。別の課のみどり自然課で把握しているということで、参考にさせていただければと思います。

(田中委員)

水の話が出たので発言させていただきます。湧水池とここに示されているのは、文献調査の湧水池とおっしゃいましたよね。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

現時点では文献で確認している範囲です。

(田中委員)

今現時点とのことですが、なんかそのあとが、どのようになっていくのかというのが結局ブラックボックスになって、いきなり調査結果が出て来ることになるわけですね。準備書で。そこがどうしても納得がいきません。

これは県の行政指導になるのかわかりませんが、湧水、水源みたいな大きな話でなくて、野生生物とか生態系の話でいうと、先ほどもちょっと出ていましたけれども、やっぱりピンポイントで湧水池というのはすごく重要です。それはもう、こういう1kmメッシュの何kmというレベルに、もし書くとしたら真っ黒になるぐらいたくさんあります。

そういうところにはサンショウウオの類がいたり、いろんなものがいたりと思いますが、そこをどういうふうに、いまここにある文献調査でものすごく当たり前に分かっているものだけが書いてあって、それをやりますというのが方法書の段階なのかなと思います。

準備書ではものすごく細かい話になりますよね。そうするとどうしたら良いのでしょうか。いや本当に湧水池は、この地域であれば、多分真っ黒になるぐらいあるはずですよ。こっちしかないというこの図は、よっぽどでっかい湧水池などをたまたま何かに載っていたということでしょうか。もし、そういうことなら、そういうものを湧水池と見られているとしたら、他のところはほとんど何も調査しないまま、準備書段階にいつてしまうという恐れがあります。準備書でどういうことをやるのかっていうのを議論するのが方法書なので、非常にそこに無理があると思います。

(坂本会長)

歩き回って探すということですが、見つけたところ全部掲載するのですか。

(田中委員)

もう一つ、方法書を作る時に現地踏査はされていますか。既存の文献だけでや

られているのでしょうか。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

今現在、広域水道企業団と北杜市の簡易水道の関係、キープ協会などの民間等にも確認して、水源等の調査はしているところではあるのですが。

(田中委員)

水源はいいです。湧水地はどうでしょうか。

(坂本会長)

水源以外の湧水池はどうでしょうか。小さいものがたくさんあると思いますが。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

湧水池は先生がおっしゃる通り、準備書の時点で詳細なものが出てくるっていうのが現状になっているのは、事実かもしれません。

(田中委員)

結局、それは現場を歩かないと出てきません。ある程度は地形図で、多分500分の1とか1000分の1とかのスケールで見えていかないと、既存の地形図でもわからないと思います。でも見ていけば、随所にあるはずですね、1個谷等があればその先に必ずあります。

そうすると、この方法書を作った時に、ある程度大雑把でも踏査みたいなのをされているのでしょうか。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

今の時点では、調査手法として、地元ヒアリングを実施していくとともに、現地についても踏査していきながら確認していきますということになります。

(田中委員)

これからですか。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

そういう表現が、調査手法として、記述で示させていただいております。

(坂本会長)

さっきの話で、たくさん湧水池が出てきた場合、全部を対象とするとは思えません。なにか考え方があってのでしょうか。

(田中委員)

やはり、その踏査の時に、そういう生態系だとか、動植物の居場所が包括的にわかる方が、プロの目で見れば、500ヶ所ぐらいあるにしても、ここここは絶対に重要だということが、まず言えると思います。

後は、地元の専門家の人は、そもそも知っているかもしれないですね。このエリアはどうだということを、だからそういうのはもう積極的に収集するという事しかありません。いずれにしても準備書でいきなりということになります。

そうするとここでの議論は一体何だということですか。

(坂本会長)

せめて、どういう考え方でいるのかという話をさせていただきたいと思います。なにかありますか。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

ご指摘のように、湧水の関係で、水の関係だけを調査するというのではなくて、動植物生態系関係についても調査をしていくのは同時期にして、一緒に動いてもらうことがよろしいのかなと思っております。

(坂本会長)

参考にさせていただいたということで、他にご意見いかがでしょうか。

(工藤委員)

この間、現地調査に参加できなかったのですが、現地の状況は地図から類推するしかないのですが、それを見る限り自然豊かで晴れた日には相当冷え込むのだろうと思います。地上付近はかなりの強安定になると思います。その中で地形も複雑な訳ですから、プルームパフで適切に評価できないケースも、道路構造と場所によっては出てくるのが想定されます。

調査の手法として、気象関係では風向と風速としか書いてないですが、ここは安定度に関しては、推定ではなくて、気温を測っていただいた方が良いでしょう。地上一点だけじゃなくて、2高度で安定度が、しっかり測定できるような測定の仕方をしていただきたいと思います。

やはり開通したら交通量があると思いますし、しかもその発生源が地面な訳ですから、そこで強安定になった場合には風下側というのは割と影響が大きくなるのではないかと想定されます。ですので、気象関係の測定をされる際には、なるべくルートも複雑ですし地形も複雑ですので、場所によってはどこかにたまりかねません。そういったことを考慮しながら地点選定をして、怪しいところには、多めに地点を設定して観測していただいた方が良いでしょう。

それともう一つの懸念ですが、大気汚染の拡散の関係ではないですが、例えば

長坂インターに向かって伸びる直線部分ですけれども、八ヶ岳の方から、おそらく夕方になると冷気が重力で降りてくると思いますが、そこに嵩上げで盛り土した道路が一直進で塞いでしまうと、そこでダムのようにして冷気が堰き止められて、その上流側で畑に霜が降りやすくなるとか、そういう影響が、他の地域でもありましたので、そういった懸念についても調査をされるべきかと思えます。

ですから、複数案考えられると思うのですが、道路構造と大気汚染物質以外の気象関連の影響についても、考慮していただくようお願いいたします。

(坂本会長)

よろしいでしょうか。少なくとも風向及び風速しか書いてありませんが、通常の気象の調査では場合によってはバルーンを飛ばすこともありますので、現在の調査では少し足りないという感じがいたします。またご検討ください。

(小林委員)

小林と申します。

重要な植物種とか、書いてありますが、北の方の地域は先ほど議論があったように湧水池があってということで、もしかすると動物しか気にしてないかもしれないですが、山梨県には湿地や湧水のあるところが割と少なく、県の希少種の中にそういうところに生育している植物がわりと挙げられています。

北の方でいうと、「白井沢」とか、「みどり湖」とかに「ヒシ」類が、あるいは「はごろもの池」とかに見られる「ヒルムシロ」の仲間とか。「ヒシ」や「フトヒルムシロ」とか。あるいは「マツカサススキ」という植物がありますが、四尾連湖とかそういうところにしかありません。ヒメマツカサススキは「鷹の田の池」にしかありませんし、「コマツカサススキ」はみどり湖にしか無かったのですが、刈られてしまって無くなってしまいました。

そういったものは気にしていないと、調査に上がってきません。ですので、文献の希少種ということだけではなく、その辺まで含めて先ほどの県と連携をとることで、そういうことが分かってくるので、その上で調査を実施していただきたい。

先ほどの植物の1km幅を全て調査するような図で、何を指摘してよいか分かりません。1km幅を全て調べるとなると、とてもできません。ですので、そういったところを見て生育しているような場所を見ていく必要があります。

また、現地でもとても良い水田が見られましたが、水田にも「キカシグサ」、「ミズキカシグサ」といった、農薬を使うことによって減少していった種があります。そういった種が残っているのかどうかということもあります。

私は実際に北杜市内の水田で「キカクシグサ」の仲間を見えています。よく見るとそういった種が残っているのですが、そういった希少種を見ていかないとどのように重要な地域かどうかということが分かりません。

(坂本会長)

今ちょっと確認したかったのは、希少種の話はこの後出てきますか。非公開の部分で希少種の話をするのだと思いますが、この関係について希少種の中にあるでしょうか。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

植物関係については、予定してございません。

(小林委員)

木にしても、あそこは「ヤツガタケトウヒ」とか、「ヒメバラモミ」とか、そういう針葉樹で、希少な植物があります。これもやはり確認をしておいてもらって、調査に当たってもらわないと、見逃してしまうおそれがあります。

「カラコギカエデ」というのが、そこに書いてありましたが、これもそうです。木で希少なものがある。そうした場合に、その環境の保全がされているかどうかという評価がありましたが、それも影響を最小にするために回避できるのかどうかですね。木で希少なものが見つかった場合。そういうところも含めてなんていうのは考えておいていただくことが必要じゃないかなっていうふうに思っております。

(坂本会長)

少なくとも準備書の段階では、希少種の話の中に植物の話はありませんということはないと思います。準備書の段階では、動物も植物も全部一応調べたことでお示しいただけると思っております。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

そうですね。現時点では、文献で確認された範囲なので、先生方と県の方が持っている調査結果を踏まえて現地に入っていきたいと思っております。

(坂本会長)

わかりました。現時点では希少種を含めて調査する方法等を考えるために文献を調べていると。ただし文献になかったからといって、調べないわけではない。なるべく多くのデータを参考にして、抜けがないように調べますということでしょうか。

(佐藤委員)

佐藤といいます。

鳥類の専門ですが、皆さんのお話を伺っておりまして、同じような疑問を思っております。この案件、非常に長い時間かけて、練りに練ってこの形で出てきたのだと思いますが、環境影響評価項目を10項目挙げておりますが、私は鳥、動

物のことですが、10項目の中で、動物植物を除くと、事前にそれなりに既存の文献等で整理できて、問題点を明らかにできるのでしょうかけれども、先ほどの植物の話もそうですが、生き物に関しては文献だけでできないことがございまして、実際に調査するとぶつかってしまうということが100%あり得ると思います。

そうしたときに、大臣意見やそれを受けた見解で、そういった場合には回避、低減と書いていますが、実際ここまでルートが決定してしまった上で、何かぶつかった時には、専門家から見ると回避なんてできない、潰すしかないという、非常に気持ちが暗くなる説明をお伺いしたのですが、回避できないということについて、どのようにお考えでしょうか。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

今お示しさせていただいているのが1kmの幅でして、今後詳細な道路の位置を検討していくわけですが、その道路の位置の検討にあたっては、現地で確認された状況も含めて、詳細な位置は検討の対象として参ります。そのときに、回避が全てかどうかということまでは、現在決まっておられません。

(佐藤委員)

そうですね方法書を細かく読むと、実にうまく巧みに書いてありまして、回避しなくてもいいよってということが書いてあります。むしろそれに類するような方法で処理すればいいのだということが大臣の見解にも書いてあります。

ですから、この通りでいくのであれば、そもそも回避なんて考えて無いんじゃないですかと。鳥の方の専門家としては、これはもう決まりきったことで、審議するだけむなしい話だよと。今後調査して、どんな鳥類が出てくるか見てみたいですけども。回避などできないだろうというのが、率直な意見です。

(坂本会長)

佐藤先生、1kmの範囲で、位置を動かすぐらいでは回避できないのでしょうか。

(佐藤委員)

高速道路をジグザグに走らせるようにはいかないでしょうから、1kmといっても、いろんな条件が関わってくるでしょうから、そう簡単なことではないと思います。

(田中委員)

方法書の概要を拝見して、具体的な方法、例えば、生態系に対する方法、動物に対する調査方法、それは今の概要説明の中にはなかったですが、方法書そのものには表になって入っていて、そこが本来の方法書の中身になるのですよね。

その方法というのは、この事業に関わらず、ただ方法書というのはいくつということ、準備書での調査というのはいくつをやりましようという、全部の事業に共通するものを切りはりしてあるだけでしょうか。

(坂本会長)

この地域の特性を、反映させているのであれば教えてください。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

基本は、国土交通省の道路事業に適用される政令の対象のものについては、技術手法として記載されてあるものは記載しております。それに加えて地域特性として、八ヶ岳周辺や山梨県で配慮しなければならないものについても追加しております。

(田中委員)

例えば、生態系のところだと、どれが地域特性を踏まえた調査計画になっているのでしょうか。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

動物のうちの鳥類に関して、猛禽類について山梨県ではフクロウも含めて調査の対象にするということが調査に反映しております。

(田中委員)

いや、それも少しは関係するかもしれませんが、将来の影響を予測して評価するという、その方法を書くのが方法書ですよ。これを拝見しますと、いふことをやりなさいよと書いてある技術指針をそのまま切り張りしているように、見えるのですが、いふのでしょうか。

(坂本会長)

国土交通省の事業なので、ちゃんとやるだろうという思いと、ちゃんとマニュアルがあるので、マニュアル通りにやって終わりになってしまうという危惧と両方あって、マニュアルどおりにさらっとやるのではなく、しっかり考えてやっていいたきたいというのが個人的な意見です。

田中委員、やり方として何かあるでしょうか。コメントでも意見でも。

(田中委員)

一言で言うのも乱暴ですが、できるだけ定量的に評価していただきたいですね。

そのときに、いふやって定量的に評価するのとか、いふことがこの席で議論されるべき審議会だと思ひますが、大分前の、前段階の表面を議論している

会になってしまっていて、ちょっと中身が違うのではないかと感じます。

この後で本当に皆さんが、ここに書いた方法書と言われるものにした方法に基づいて、本当にこの現地で、いつ、どこで、誰が、どのようにやるかが決まってくる訳です。そこのところを本当は議論しなくちゃいけなかったじゃないという思いです。

先ほどのスライド説明の中のどこかに、タイプ別に生態系を分けていたのが、植生図ごとに分けていたように思います。そこには一応、どんな野生生物がいるということが、まとめてあったと思います。しかしながら、その中には、例えば魚類とか全く入っていません。どうして魚類がはいってないのか。印刷されているものにもどこかに植物群落ごとに生態系を区分したものがあったように思います。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

A3横で上の方に赤枠が記載されている資料の4ページ、こちら側が動植物生態系の関係で、示させていただいております。一覧表については、参考資料1の15ページに示させていただきます。その一覧表に魚類が入っていないというご指摘だと思います。

魚類について、この生息する可能性のある主要な動物種として、特出しはしておりませんが、取り扱わないということではありませんで、当然魚類関係についても調査をして参りますので、ご了承ください。

(坂本会長)

分かりました。事業者の方が作ってくれた資料はどちらかというと、文献まとめの方を集中しているようですが。

(田中委員)

今日は方法を説明する機会ですよ。だから、もしこういうふうにまとめられたらやはり魚類はやりませんよと見えます。この段階では、結果をまとめるのではなく、準備書に向けてどのような調査をするのかを検討するために既往文献やある程度の現地踏査による結果を考慮して方法を示す部分です。しかもここは生態系の項目なので、動植物項目とは異なり、インベントリーを示す部分ではないわけです。

(坂本会長)

意味が分かりますか。フロラ（植物相）とかファウナ（動物相）の出現種リストみたいな調査を生態系項目でやる訳ではないので。

(事業者2 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

わかりました。一覧だけでは確認できないような生態系のことをおっしゃって

いると思いますので。

(坂本会長)

こちらのイメージとしては、方法書が出る前に、ある程度現地踏査があって、文献調査と現地調査の結果をあわせて方法を出してくるようなイメージを持っています。

ただ今回はどちらかというと文献調査をまとめているという、調査結果みたいな感じがして、方法書としては何かこちらが判断できないかなということで参考にしてください。はい、この後希少種の部分もありますので、これぐらいで。

(岩田委員)

水生生物について一つ付け加えです。

湧水の湧き出し口に特異な生物群集が、形成されている可能性があります。正確な分類群名は今把握していませんが、特に紅藻類、紅藻類が湧き出し口に結構見られていまして、紅藻類の中では、非常に希少種の部類に入るかもしれないですが、絶滅の危機に瀕しているものも多くありますので、湧水の周りの藻類群集ですとか、あと、下流の水生植物群集というのが、やはり湧水の特徴の一つでもありますので、そちらも評価に加えていただきたいと思います。

(坂本会長)

参考意見ということで。ちょっと時間がありますが、ここで公開部分をしめて、希少動植物種の議論に移りたいと思います。もし時間がありましたら、その後追加質問を受けたいと思います。皆さん、一応審議会は3時までを予定していますが、できれば3時過ぎまで、お付き合いいただければと思います。

それでは、希少種の話になりますので、報道関係者及び傍聴人の方は、405会議室に一旦移動していただきお待ちください。また、非公開部分が終了したところで、お声掛けをいたします。

【非公開審議】

(坂本会長)

傍聴人の方、お待たせして申し訳ありませんでした。ちょっと長引いておりますが、希少動植物の話が終わりになりましたので、ここから全体を通して、委員の皆さんのご意見がございましたら、ご質問でも結構ですので、お願いいたします。

また、文書で出していただいて事業者に送るということを想定しておりますが、この場で確認しておきたいこと、言っておきたいことがありましたらお願い

します。

よろしければ、事業内容に関する説明と質疑を終了いたします。

事業者の皆様には本日、回答いただけなかった分については、事務局を通じて回答をお願いします。

また、委員の方々に追加質問等がございましたら、10月24日までに事務局にお伝えください。それも併せて、事業者の方にお送りして、回答をお願いする予定になっております。

以上をもちまして本日の議題はすべて終了しました。長い時間でしたが委員の皆さん、ありがとうございました。

3 その他

(事務局 大谷課長補佐)

ありがとうございました。それでは「3. その他」について事務局からお願いします。

(事務局 渡邊副主査)

スケジュールの確認ですが、議題1に関して、送電線事業については午前中に骨子を検討していただきましたが、追加の意見があれば10月17日までに事務局へ連絡をいただければと思います。

今、議論いただいた中部横断自動車道に関しては、先ほど会長からもございましたが、もう少し長めで10月24日までに追加の意見等があれば連絡をいただければと思います。

4 閉会

(事務局 大谷課長補佐)

これもちまして、本日の技術審議会を終了します。長時間のご審議、ありがとうございました。